

官報
號外

平成二十一年三月二十七日

午後三時七分開議

○議長(河野洋平君) これより会議を開きます。

直ちに第五委員室に御参考の上、協議委員議長、副議長各一名を互選されることを望みます。

卷之三

11

○国第百七十一回
衆議院會議錄 第十八号

平成二十一年五月十七日(金曜日)

議事日程 第十号

卷之三

第一 単注二行等の述語に文末を特別に殿金又絶

第三
国際通貨基金及び国際復興開発銀行への
加盟に伴う措置に関する法律の一部を改
正する法律案(内閣提出)
放送法第三十七条第二項の規定に基づ
く、(文部省)、(内閣)

○本田の会議に付した案件

平成二十一年度一般会計予算外二件両院協議会

協議委員の選挙

平成二十一年度一般会計予算外二件両院協議会

協議委員議長の報告

憲法第五十九條第一項に基づき、財政運営に必

要な財原の確保を図るための公債の発行及び

才故設與賢詩川之十之二の續八九の詩列一覧

一〇三五
元和四年正月二十一日

卷之三

部を改正して右の附則の二項説法等の附則を

括して議題とし、直ちに再議決すへしとの動

議（大島理森君外百名提出）

卷之三

平成二十二年三月二十七日 衆議院会議録第十一

平成二十一年度一般会計予算外二件両院協議会協議委員の選挙 員議長の報告

平成二十一年度一般会計予算外二件両院協議会協議委

果、議長には私、衛藤征士郎が、副議長には鈴木恒夫君が当選いたしました。

引き続き、両院協議室に両院の協議委員が参加いたしまして、くじにより、衆議院側において議長を務めることになりました。

最初に、衆議院側から可決した趣旨について説明を聴取し、続いて、参議院側から否決した趣旨について説明を聴取した後、各協議委員から、本予算の景気対策としての有効性等について意見が述べられ、協議が行われましたが、意見の一一致を見に至らず、両院協議会としては、成案を得るぞれ報告することとし、両院協議会は終了いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（河野洋平君） ただいま両院協議会協議委員議長から報告されましたとおり、平成二十一年度一般会計予算外二案につきましては、両院の意見が一致いたしませんので、憲法第六十条第二項により、本院の議決が国会の議決となりました。（拍手）

○議長（河野洋平君） 本日、参議院から、本院交付の財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律案、地方税法等の一部を改正する法律案、地方交付税法等の一部を改正する法律案はいずれも否決した旨の通知を受領するとともに、返付を受けました。

憲法第五十九条第二項に基づき、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行

及び財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律案の本院議決案及び所得税法等の一部を改正する法律案の本院議決案

の両案を一括して議題とし、直ちに再議決すべしとの動議（大島理森君外百名提出）

法等の一部を改正する法律案の本院議決案

の両案を一括して議題とし、直ちに再議決

すべしとの動議（大島理森君外百名提出）

法第五十九条第二項に基づき、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融

資特別会計からの繰入れの特例に関する法律案の本院議決案及び所得税法等の一部を改正する法律案の本院議決案の両案を一括して議題とし、直ちに再議決すべしとの動議が提出されております。

本動議を議題といたします。

討論の通告があります。順次これを許します。

〔鈴木克昌君登壇〕

○鈴木克昌君 私は、民主党・無所属クラブを代表して、ただいま議題となりました所得税法等の一部を改正する法律案、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律案、以上二案を議題とし、直ちに採決すべしとの動議に対し、断固反対の立場で討論を行います。（拍手）

自民党が参議院で大敗をしてまだ二年とたちませんが、これで実に八度目の再議決となります。両院の意思が異なる場合にあっても、話し合いによつて解決を模索することが当然であります。ましてや、直近の民意は参議院にあるのであります。最初から話し合いを拒絶し、四年前のあの郵政解散によって得た衆議院での多数を濫用して再

議決を繰り返す自民党は、もはや権力に取りつかれた亡者のようであります。

さて、麻生政権発足以来、未曾有の危機、百年に一度の危機という言葉を何度も総理の口からも伺ってまいりました。しかし、昨年秋に対策を打ち出してから第二次補正の提出まで、二ヶ月余りの時間を空費し、この間に我が国経済が一気に悪化したことは歴然としており、その責任は、ひとえに適切な対応をとらなかつた政府・与党にあります。

しかも、対策と予算の中身は選挙向けのばらまきでしかない状況で、これでは危機感ゼロと疑わざるを得ません。いたずらにばらまきを行つても、国民は、将来に不安を感じて、将来の増税を予想し、財布のひもをますます縮めることになります。そのことは、バブル崩壊後のばらまき政策の失敗で経験済みのはずであります。

今必要なことは、予算の構造を根本から転換し、資源配分を大胆に改めることであります。

歳入については、為政者の立場ではなく納税者の立場に立ち、公平で、仕組みが透明でわかりやすく、だれもが納得できる税制に大胆に改めることを示し、将来を見通せるようにすべきであります。

次に、租税特別措置についてであります。

特定の企業や団体が払うはずの税金を納めなくてよくなるという点では、租特は実質的に補助金と同様の性格を持つものであり、隠れ補助金と言つても過言ではありません。この租特による減収額は、公表されているだけで五・二兆円にも達しております。

民主党は、一昨年来、租特の延長、新設を要求している関係各省庁に具体的な資料の提出を求め、ヒアリングを行い、また、国会でも議論してまいりました。結果、特定の業界や一部の企業のみが恩恵に浴していると思われる租特や、官僚の特權や仕事を保持するため、あるいは組織の維持存続を図るためにしか思えない租特が数多くあることが明らかになりました。しかも、関係省庁は、多くの租特について増減収の積算を適正に行つておらず、利用実績も把握しておりません。

このように、租特については国民への説明責任

記されております。「含む」「必要な法制上の措置」の意味は不明であります。しかも、自民党には、事あるごとに税制の抜本改革を行うと公約をしてほこにしてきた前歴があります。

安倍政権下で決定された骨太方針には、「平成十九年度を目途に」「消費税を含む税体系の抜本的改革を実現させるべく、取り組む。」と記されました。福田政権下でも、抜本改革の早期実現を図ることが記されました。

しかし、今日に至るまで税制の抜本改革が行われてこなかつたことは周知の事実であります。また、税制の抜本的見直しまで継続をするとした定期減税をいきなり廃止したこともあります。このたびの附則は、不安や憶測をあおるだけ、有害無益であります。

しかし、今日に至るまで税制の抜本改革が行われてこなかつたことは周知の事実であります。また、税制の抜本的見直しまで継続をするとした定期減税をいきなり廃止したこともあります。このたびの附則は、不安や憶測をあおるだけ、有害無益であります。

官 報 (号 外)

が全く果たされていません。これは、政府・自民党が納税者の側に立つた税制改革を行つてこなかつたことの証左であります。

次に、道路特定財源についてであります。

民主党は、道路特定財源の一般財源化をかねてから主張してまいりました。道路特定財源制度は、五十四年前、道路が未整備で、緊急に道路をつくるためにできた制度であります。現在は、社会保障や環境問題など喫緊の課題が山積しており、道路だけを聖域化し、特定財源として存続させる理由は全く見当たりません。

自民党も、世論の高まりに抗しきれず、福田政

権下で、暫定税率の検討と一般財源化を決定いたしました。しかし、麻生総理は、道路族の圧力に屈し、道路予算の歳出構造にはほとんど手をつけられることができず、歳入の一般財源化という奇妙な論理を持ち出して、一般財源化を果たしたと強弁されております。暫定税率に至つては検討すらしませんでした。

このように、簡単に公約をほこにしてしまう麻生政権、自民党政権を多くの国民が信頼しないのは当然であります。

最後に、公債特例法についてであります。これまで、民主党は、特別会計の余剰金、積立金は過大であり、埋蔵金が眠っていると指摘をしてまいりました。特に、財政投融資特別会計の金利変動準備金について、総資産の一千分の五十といふ目標も過大であると指摘をしてまいりました。しかし、政府・自民党は、民主党の主張に対し、目標は適正であり、使うことはできない、埋蔵金のたぐいは存在しないと繰り返し答弁をしました。

しかし、二十年度補正予算の財源として多額の金利変動準備金を取り崩して使つたばかりか、二十一年度でも、税制抜本改革をできないと見るや否や、経済危機を理由に方針を百八十度転換し、基礎年金国庫負担金引き上げの財源等に充てるところとしているのであります。まさに、ぶれ続ける麻生内閣を象徴した法案と言わざるを得ません。

以上のように、このたびこの二法案が、再可決という異常な手段を使ってまで成立させなければいけない法案でないことは明白であります。自民党的諸君は、再可決を繰り返すうちに良心が麻痺してしまっているのではないか。

○議長(河野洋平君) 鈴木君、申し合わせの時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

○鈴木克昌君(続) 話し合う時間はまだまだあります。政治家として良心を忘れていない方におかれましては、本動議に反対されることを強くお願ひ申し上げ、反対討論といたします。(拍手)

○議長(河野洋平君) 下村博文君。

〔下村博文君登壇〕

○下村博文君 自由民主党の下村博文でござります。

本日は、午後三時三十分より、ノーベル化学賞受賞者下村脩さんを本院にお迎えし、表祝行事がございました。同名のよしみとして、心よりお祝い申し上げます。

本日は、午後三時三十分より、ノーベル化学賞受賞者下村脩さんを本院にお迎えし、表祝行事がございました。同名のよしみとして、心よりお祝い申し上げます。

さて、私は、自由民主党及び公明党を代表して、ただいま議題となりました、憲法第五十九条第二項に基づき、本院議決案を議題とし、直ちに再議決すべしとの動議について、断固賛成の立場から討論を行います。(拍手)

本年二月二十七日に衆議院本会議で可決し、参

議院に送付されました国税関連の二法律案は、本日、参議院において否決され、本院に返付されてきました。

まず、財政運営に必要な財源の確保を図るために公債の発行及び財政投融資特別会計からの繰入の特例に関する法律案について申し上げます。

昨年九月以来の金融資本市場の混乱は、信用収縮から実体経済に悪影響を及ぼし、世界的な景気後退を招いております。我が國もその余波を受け

て、輸出や生産の減少、消費の停滞による雇用情勢の急速な悪化などから、景気は厳しさを増すばかりであります。

昨年以来のこうした経済情勢を受けて、三年以内の景気回復実現を掲げる麻生内閣は、安心実現のための緊急総合対策、そして生活対策として、第一次及び第二次補正予算とその関連法案を次々と成立させて、景気回復を図つてしましました。

さらに、生活防衛のための緊急対策等を踏まえ策定された平成二十一年度当初予算には、国民生活を守るために雇用対策、出産・子育て支援、医師確保・緊急医療対策、日本経済を守るためにセーフティーネットや将来の成長の芽を育てるための施策が盛り込まれております。

具体的には、住宅ローン減税の大幅な拡充、延回る規模の大胆な減税を行つものであり、厳しい経済金融情勢のもとで国民の暮らしや企業活動を幅広い分野で支える観点から必要不可欠なものと考えます。

次に、所得税法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、地方税と合わせて総額一兆円を上回る規模の大胆な減税を行つものであり、厳しい経済金融情勢のもとで国民の暮らしや企業活動を幅広い分野で支える観点から必要不可欠なものと考えます。

一方で、このような減税措置を含む大胆な財政

出動を行う場合には、中期の財政責任を明確にしておかなければなりません。

我が国財政は危機的状況にあり、とりわけ、社会保障制度の財源のうち公費負担については、その三分の一程度を将来世代へのツケ回しに依存しながら賄つている状況です。将来に対する国民の不安を払拭し、子や孫に負担を先送りしないために、安定財源確保に向けた道筋を国民の皆さんに明示する必要があります。

このため、附則第百四条において、消費税を含む税制抜本改革の道筋と基本的方向性を盛り込んでおります。

この規定は、消費税を含む税制抜本改革の前提条件やスケジュールに加え、所得課税、資産課税、消費課税等の税体系全般にわたつて今後の見直しの基本的方向性を明確に法制化するものであり、極めて画期的な規定であります。すなわち、国家としての責任を内外に示すものであり、高く評価すべきことであります。

官報(号外)

そのため、附則第百四条において、消費税を含む税制抜本改革の道筋と基本的方向性を盛り込んでおります。

以上の理由から、憲法第五十九条第二項に基づき、衆議院会議録第十八号を改正する法律案の本院議決案を一括して議題とし、直ちに再議決すべしとの動議

条件やスケジュールに加え、所得課税、資産課税、消費課税等の税体系全般にわたつて今後の見直しの基本的方向性を明確に法制化するものであり、極めて画期的な規定であります。すなわち、国家としての責任を内外に示すものであり、高く評価すべきことであります。

国民の負託を受けた議員各位の良識に基づき、圧倒的多数をもつて御賛同いただきますようお願ひして、賛成の立場からの討論を終わります。

ありがとうございました。(拍手)

○議長(河野洋平君) 佐々木憲昭君。

〔佐々木憲昭君登壇〕

○佐々木憲昭君 私は、日本共産党を代表して、所得税法等改正案及び財源確保法案の本院議決案を再議決すべきとの動議に対し、反対討論を行います。(拍手)

憲法五十九条一項は、法律は衆参両院で可決したときに成立することを原則としております。

それは、衆参二つの院で審議することによって、法案審議を深め、その問題点を国民に明らかにする慎重審議を保障しようというものであります。

同時に、議員の選挙方法や時期が異なる両院で審議することによって、国民の意思を多元的に反映させるという精神に立脚したものであります。

したがつて、衆議院で可決したものについて参議院がそれと異なる議決をしたときは、その意思を尊重し、あくまでも慎重に対応すべきであります。

参議院では、多数を占める野党に両法律案について御賛同いただけず、返付されてまいりましたが、現下の経済情勢にかんがみ、さきの景気回復策と切れ目ない形でさまざまな施策を連続的に実施して、より効果を發揮するためには、両法律案の成立は必須であるとともに、今を生きる国民には安心を、将来を担う子供たちには明るい未来をもたらすための施策の実施に向けた財源を確保するという点でも、その成立は必要不可欠であると考えます。

ところであります。

参議院では、多數を占める野党に両法律案について想定外の負担増が発生するなど、国民生活、経済活動の全般にわたつて大きな悪影響が生じることは確実であります。こうしたことにも考慮し、本法律案の年度内成立を強く訴えるところであります。

参議院では、多數を占める野党に両法律案について御賛同いただけず、返付されてまいりましたが、現下の経済情勢にかんがみ、さきの景気回復策と切れ目ない形でさまざまな施策を連続的に実施して、より効果を発揮するためには、両法律案の成立は必須であるとともに、今を生きる国民には安心を、将来を担う子供たちには明るい未来をもたらすための施策の実施に向けた財源を確保するという点でも、その成立は必要不可欠であると考えます。

以上の中の理由から、憲法第五十九条第二項に基づき、衆議院会議録第十八号を改正する法律案の本院議決案を一括して議題とし、直ちに再議決すべしとの動議

第一は、法案の附則で、消費税増税法案を二〇一一年度までに成立させる方針を明記し、政府は、早ければ来年の通常国会での可決を想定して

いることになります。

弱い立場の者に重い負担を強いる逆進性を持つ消費税は、応能負担の原則に反するものであります。しかも、昨年来の急激な景気の落ち込みが個人消費を悪化させており、このような時期に消費税増税の立法化のレールを敷くことは、消費の落ち込みを加速させるものであります。

事前に国民の審判を受けることなく、消費税増税のレールを敷く法律を通すことは、民主主義の原則を根本から踏みにじるものであります。

第二は、大企業や大資産家優遇税制の継続、拡充を図つていることであります。

海外子会社から日本国内の親会社への配当を非課税とする国際課税の改定は、企業の海外移転を加速させるものであります。上場株式の譲渡所得や配当への軽減措置を延長するに至つては、一部の資産家に莫大な恩恵を与え、格差を拡大させるものであります。

さらに、法案の附則では、法人税の一層の引き下げを検討することを明記し、大企業、大資産家をさらに優遇するものとなつてているのであります。

第三に、道路特定財源の問題です。

本法案は、道路特定財源を一般財源化するとしているにもかかわらず、揮発油税について暫定税率を維持しております。暫定税率は道路整備の財源を確保するために導入されたものであり、一般財源化に伴い、本則に戻すべきであります。

財源確保法案については、本来行うべき無駄な

本法案では、基礎年金の財源を理由に、国民の

財産である財投特会の準備金を取り崩し、捻出することを決めています。しかし、自民党、公明党

は、基礎年金の国庫負担分一分の一への引き上げ

廃止を強行したのではなかつたでしょうか。これでは、一枚の証文で二度取り立てをすることにはなりません。

基礎年金など社会保障の財源を、当面二年間は埋蔵金で穴埋めし、三年後には消費税増税で財源をつくろうとしていることは見え見えであります。

以上で、本院議決案を再議決すべしとの動議に対する反対討論を終わります。(拍手)

○議長(河野洋平君) 保坂展人君。

〔保坂展人君登壇〕

○保坂展人君 社会民主党・市民連合を代表し、国税二法案を再議決すべしとの動議に反対の討論を行います。(拍手)

昨日、平田財務副大臣が株取引に絡んで辞任しました。市場での売却より倍近くの株価で六億を超える大量株取引を行うことは、もちろん、大臣規範が禁止をしています。中川前財務大臣のローマでの酩酊会見をめぐる辞任に続いて、わずか一ヵ月半の間に税財政の責任者である大臣、副大臣が予算の審議中に辞任をしたというのは、前代未聞であり、たがが緩んでいるどころか、既に外れていると言わざるを得ません。

問題が発覚しても、国民や経済に与える影響を過小評価し、更迭を決断し損ねている麻生総理自身の責任は重大であり、危機意識のかけらも感じることができません。内閣の迷走こそが国民経済の危機からの出口をふさいでいるのです。

内閣府が発表した二〇〇八年十月一十二月の実

平成二十一年三月二十七日

衆議院会議録第十八号

院議決案外
一案 財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融資特別会計からの繰入金の特徴

六

倉田 雅年君	小島 敏男君	古賀 誠君	河本 三郎君	近藤 三津枝君	後藤田正純君	佐田玄一郎君	佐藤 佐藤君	坂井 鍊君	坂本 哲志君	櫻田 義孝君	清水鴻一郎君	塩崎 恭久君	七条 明君	篠田 陽介君	島村 宜伸君	菅原 一秀君	新藤 義孝君	杉田 元司君	鈴木 馨祐君	鈴木 淳司君	関 博之君	園田 博之君	田中 良生君	高市 憲久君	竹本 早苗君	高鳥 直一君	谷 武部勤君	公一君
--------	--------	-------	--------	---------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-----

小池百合子君	木挽司君	後藤茂之君	河野太郎君	高村正彦君	近藤基彦君	佐藤剛男君	齊藤斗志二君	坂本剛二君	佐藤ゆかり君	佐藤基彦君	谷垣泰文君	棚橋禎一君
小坂憲次君												
平和田中和徳君	鈴木恒夫君	杉浦正健君	下村博文君	柴山昌彦君	美川幸夫君	塙谷立君	菅義偉君	杉浦正健君	太藏君	蘭浦健太郎君	田野瀬良太郎君	武田良太君
高木竹下亘君	鈴木俊一君	太藏君	下村博文君	昌彦君	美川幸夫君	塙谷立君	菅義偉君	正健君	恒夫君	蘭浦健太郎君	田野瀬良太郎君	谷垣泰文君
棚橋武田	鈴木毅君	杉浦正健君	下村博文君	昌彦君	美川幸夫君	塙谷立君	菅義偉君	正健君	恒夫君	蘭浦健太郎君	田野瀬良太郎君	谷垣泰文君

谷川	中馬	寺田	土屋	品子君
谷本	弘毅君	龍哉君	寺田	
戸井田とおる君		亨君	土井	
	徳田	毅君	中川	泰宏君
	昭一君		中根	一幸君
			中野	正志君
			中山	太郎君
			永岡	桂子君
			長島	忠美君
			中山	泰秀君
			丹羽	秀樹君
			西村	京子君
			西野	あきら君
			野田	毅君
			西本	勝子君
			浜田	萩生田光一君
			林	萩原
			林田	誠司君
			駒	靖一君
			潤君	彪君
平井たくや君	原田	令嗣君		

谷畑	孝君	玉沢徳一郎君	土屋	正忠君
津島	雄二君	とかしきなおみ君	渡海紀三朗君	
中川	秀直君	土井 真樹君	富岡 勉君	
中野	清君	中谷 元君	中森 ふくよ君	
中山	成彬君	仲村 正治君	長崎 幸太郎君	
西川	公也君	丹羽 雄哉君	長勢 甚遠君	
西村	明宏君	西銘恒三郎君	二階 俊博君	
萩山	教嚴君	橋本 岳君	鳩山 邦夫君	
野田	聖子君	葉梨 康弘君	早川 忠孝君	
原田	幹雄君	林 槻本	原田 早川	
原田	憲治君	義昭君	平口 洋君	

平沢 勝栄君
廣津 素子君
福井 照君
福田 福田
藤田 幹雄君
二田 孝治君
古川 峰之君
堀内 光雄君
牧原 秀樹君
町村 信孝君
保利 耕輔君
松浪健四郎君
松野 博一君
松本 文明君
三原 朝彦君
三ツ林 隆志君
武藤 容治君
宮腰 光寛君
宮路 和明君
茂木 敏充君
森 英介君
谷津 裕君
やまぎわ 大志郎君
保岡 興治君
柳本 阜治君
山口 俊一君
山崎 拓君
山本 明彦君
山本 幸三君
山本ともひる君

藤井	勇治君	平田	耕一君
福岡	隆司君	深谷	耕一君
藤野真紀子君	資麿君	古屋	圭司君
船田	元君	細田	博之君
馬渡	龍治君	増原	義剛君
松島みどり君	純君	松島みどり君	増原
松浪	健太君	松本	洋平君
松本	純君	松本	洋平君
水野	賢一君	三ツ矢恵生君	水野
宮澤	洋一君	宮澤	洋一君
宮下	一郎君	村上誠一郎君	村上誠一郎君
盛山	正仁君	喜朗君	喜朗君
森	眞弓君	森	森
矢野	隆司君	山内	山内
安井潤一郎君	伯夫君	山口	泰明君
柳澤	康一君	山中	燐子君
山本	公一君	山本	拓君
山本	有二君	山本	有二君

否とする議員の氏名

吉田六左エ門君	与謝野馨君
若宮健嗣君	渡辺博道君
井上義久君	赤羽一嘉君
池坊保子君	井上義久君
石田祝穂君	遠藤乙彦君
塗原良夫君	太田昭宏君
北側一雄君	田端齊藤鉄夫君
高木正広君	谷口高木陽介君
福島豊君	西田正広君
古屋範子君	高木陽介君
丸谷佳織君	西村豊君
西村真悟君	西村豊君
安住淳君	市村浩一郎君
池田元久君	石関貴史君
内山晃君	小沢銳仁君
大島敦君	太田和美君
岡田克也君	岡田克也君

吉川	吉野	渡辺	渡部
貴盛君	正芳君	篤君	具能君
岡本	逢坂	大串	大畠
充功君	誠二君	博志君	宏君
岡本	逢坂	大串	小沢
岡本	岩國	枝野	泉
岡本	岩國	哲人君	健太君
岡本	幸男君	一郎君	志郎君
岡本	高木美智代君	坂口力君	佐藤茂樹君
岡本	谷口和史君	坂口善徳君	江田武法君
岡本	東冬柴	谷口善徳君	大口善徳君
岡本	中村喜四郎君	高木美智代君	神崎武法君
岡本	平沼	高木美智代君	坂口善徳君
岡本	赤松	坂口善徳君	伊藤啓一君
岡本	石川	坂口善徳君	伊藤勇君
岡本	岩國	坂口善徳君	上田康幸君
岡本	岩國	坂口善徳君	吉野善徳君

平成二十一年三月二十七日

衆議院会議録第十八号

奥村	展三君	松本	仁君
川内	博史君	松本	剛明君
河村	たかし君	菅	直人君
吉良	州司君	黄川田	徹君
菊田	真紀子君	北神	圭朗君
楠田	大藏君	小宮山	泰子君
小平	忠正君	玄葉光一郎君	古賀
小宮山	洋子君	山口	壯君
後藤	斎君	山井	和則君
近藤	昭一君	横光	一成君
佐々木	隆博君	吉田	泉君
階	猛君	和田	隆志君
下条	みつ君	渡辺	周君
末松	義規君	赤嶺	政賢君
仙谷	由人君	笠井	亮君
田島	一成君	佐々木	憲昭君
田名部	匡代君	塩川	鉄也君
田村	謙治君	吉井	英勝君
高木	義明君	菅野	哲雄君
武正	公一君	阿部	知子君
寺田	学君	重野	安正君
中井	治君	田中	眞紀子君
長島	昭久君	高井	美穂君
豊田	豊君	高山	智司君
羽田	孜君	津村	啓介君
鳩山	由紀夫君	土肥	隆一君
古本	伸一郎君	仲野	博子君
細野	秀夫君	西村	智奈美君
前原	豪志君	長妻	昭君
松木	誠司君	渡辺	喜美君
謙公君		横路	孝弘君
松野	牧	伴野	豊君
鶴尾	頼久君	西村	吉雄君
細川	馬淵	鉢呂	豊君
藤井	古川	西村	智奈美君
藤村	福田	高井	久興君
藤村	藤村	江田	憲司君
古本	伸一郎君	前田	雄吉君
細野	秀夫君	渡辺	喜美君
前原	豪志君	横路	孝弘君
松木	誠司君	伴野	豊君
謙公君		西村	吉雄君

○議長(河野洋平君)

大島理森君外百一名から、

憲法第五十九条第二項に基づき、地方税法等の一部を改正する法律案の本院議決案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の本院議決案の両案を括して議題とし、直ちに再議決すべしとの動議(大島理森君外百一名提出)

再議決すべきとの動議等の一部を改正する法律案の本院議決案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の本院議決案を括して議題とし、直ちに再議決すべしとの動議(大島理森君外百一名提出)

憲法第五十九条第二項に基づき、地方税法等の一部を改正する法律案の本院議決案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の本院議決案を括して議題とし、直ちに再議決すべしとの動議(大島理森君外百一名提出)

第一の問題点は、二法案の前提となる平成二十一年度予算そのものが欠陥予算だということです。麻生内閣は、平成二十一年度の実質GDP成長率をゼロ%と甘く見積もつて予算を組みました。しかし、実質GDP成長率について、国際通貨基金IMFはマイナス五・八%、日銀はマイナス二・〇%と予測しています。二十一年度予算の前提は余りに見当違います。

また、平成二十一年度予算は、むしろ積極的予算を組む必要があるにもかかわらず、結果は、極めて不十分な緊縮予算となっています。平成二十年度当初予算に第一次補正と第二次補正を足し合わせた歳出額と二十一年度予算の歳出額を比較すると、二十一年度予算は約三千六百三十二億円のマイナスです。

麻生総理は、三月十三日、自民、公明両党に対して追加経済対策の策定を指示したことですが、自分が出した本予算がまるでダメだとみずから言っているようなものです。そんないかげんな予算を野党に審議しろというのは何とふざけた話ではないでしょうか。

さらに問題なのは、麻生総理の景気対策につき、さらに、日増しに悪化する経済情勢のもう一つの問題です。私は、民主党・無所属クラブを代表し、地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案を議題とし、直ちに再議決すべしとの動議に対し、断固反対の立場で討論を行います。(拍手)

今、地方は、政府・与党の三位一体の改革で傷つき、さらに、日増しに悪化する経済情勢のもとで、疲弊し切っています。民主党は、地方財政の充実、地方間格差の是正など、地方の再生に最優先に取り組んでいくべきだと考えます。

しかし、地方財政関連の二法案には、問題点が多く、地方の再生が期待できないことから、その再議決にも反対せざるを得ません。

以下、具体的に地方財政関連二法案の問題点を申し述べます。

第一の問題点は、二法案の前提となる平成二十一年度予算そのものが欠陥予算だということです。

また、デフレギャップを放置したままでは、デフレを脱却することはできませんし、財政再建もできません。

第二の問題点は、地方交付税が不十分だということです。

地方交付税法等改正案には、地方交付税を一兆円加算することが規定されています。麻生総理

は、いかにも地方に手厚く、大盤振る舞いをしたかのように自画自賛しています。しかし、実際は、二十一年度の国税の減収に伴い、地方交付税の原資も減額となり、この一兆円を加算しても、純増は四千百四十億円にすぎません。

地方交付税の額は、今よりも景気がよかつた平成十八年度の水準すら確保できていません。疲弊し切つた方が現在の苦境を乗り切るには、交付税の法定率の引き上げなど、抜本的な改革を検討するほかありません。

第三の問題点は、道路特定財源の一般財源化が偽装だということです。

政府が新たに創設する地域活力基盤創造交付金の使い道が、道路や道路関連事業に限定されているからです。地方は、この交付金を雇用対策や福祉、医療、教育などの事業に使うことはできません。

また、地方税法等改正案には、地方道路譲与税

や自動車重量譲与税などの使途制限をなくす規定が盛り込まれています。

しかし、政府は、これらの譲与税の自治体への配分基準は、従来どおり、道路の延長や面積にすれどいています。譲与税の財源を使つて新たに道路をつければ、その後、それだけ多く譲与税をもらうことになります。国が地方に道路をどんどんつくれと言わんばかりです。これは、何が何でも道路の利権を温存しようとする姿勢にほかならないではありませんか。

第四の問題点は、旧態依然の中集権型の地方財政対策だということです。

政府は、景気対策として、新たな交付金を創設したり、交付金を拡充すると豪語しています。し

かし、それらは、地方六団体がやめてくれと要望しているものです。なぜなら、自治体が国にお伺いを立てなければもらえないものだからです。手続に時間がかかり、自治体が抱える問題にスピードに対応できません。

また、交付金の多くは国が使い道を限定しているため、自治体は、地域の実情や住民のニーズに合った事業を行うことは困難なのです。

第五の問題点は、地方六団体がこれまた長い間廃止を要望してきた、国の直轄事業の地方負担金が温存されていることです。

地方自治体は、もはや、今までのよう、国から総額のみ記載された請求書に基づき、黙つて負担金を納める余裕などありません。この問題を放置したままということは、麻生内閣の怠慢でしかありません。

以上指摘したように、これほど問題の多い二法案に、軽々しく再議決行使すべきではありません。再議決は、参議院の審議にかかるらず、衆議院が法案を成立させてしまうものです。憲法で規定されているとはいえ、それを行使する際には慎重の上にも慎重を重ねる必要があります。参議院の審議が終わつたその日に、まるで定例行事のようになり再議決を行うことは、与党が再議決の重みを全く理解していない証拠です。

最後に、麻生総理の地方に対する姿勢の問題を申し上げます。

地方が疲弊したのは、麻生総理が総務大臣時代に三位一体改革を行つた、約六・八兆円の国庫負担金と地方交付税の削減が大きな原因です。さらに、麻生総理は、総務大臣時代に、「格差

が付いてくることは覚悟していただかにやいかぬと、地方間格差を認める国会答弁をしました。麻生総理は、まさに格差容認総理です。

麻生総理は、地方を疲弊させただけではあります。地方分権に全く消極的です。

また、二十四日、麻生総理が本部長を務める地方分権改革推進本部が、国の出先機関の見直しに関する工程表を決定しました。麻生総理は、一月の施政方針演説で、国の出先機関を抜本的に統廃合しますと豪語していましたにもかかわらず、工程表の中、統廃合案の決定を、平成二十一年中を目途と、先送りしました。麻生総理に地方分権を進めると気がさらさらないことは明らかです。

みずから地方を疲弊させたにもかかわらず、地方への手当てを十分に行わない、さらに、官僚の言いなりになつて地方分権に抵抗して地方を縛り続ける麻生総理は、まさに地方の敵です。

麻生総理が総理の座に居座り統ければ、百年に一度と言われる経済危機を乗り切ることもできます。麻生総理がやめ、政権交代を実現することが最大の経済政策です。

地方にとって、地方財政関連の二法案がいかに大切なものであるか、十分承知をしています。しかし、地方の将来を真剣に考えれば、麻生総理の地方政策にノーと言わざるを得ません。

ねじれ国会と言われる中ではありますが、國権の最高機関として最も重要な責務の一つは、国民の皆様の生活の安心を守ることにあります。

現在、金融や雇用の先行きの不安が増幅し、とりわけ地域経済への影響は日を追うごとに深刻になつております。

その中にあって、両法案は、地方公共団体の歳入の根幹に関する法案であり、地方公共団体が安心して行政運営をするための基礎となるものであります。全国の地方公共団体は、現下の厳しい情勢に

○議長(河野洋平君) 福田君、申し合わせの時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

○福田昭夫君(続) また、そもそも、麻生総理を含め政府・与党がみずからだめだと言つてゐる予算の関連法案の再議決には、賛成しようがないであります。

私は、自由民主党及び公明党を代表して、たゞいま議題となりました地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の本院議決案を議題とし、直ちに再議決すべしとの動議について、断固賛成の立場から討論を行ふものでございます。(拍手)

両法案については、二月二十七日に衆議院で可決され、参議院に送付されました。しかしながら、残念なことに、本日、参議院において否決されました。

兩法案について、断固賛成の立場から討論を行ふものでございます。(拍手)

私は、自由民主党及び公明党を代表して、たゞいま議題となりました地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の本院議決案を議題とし、直ちに再議決すべしとの動議について、断固賛成の立場から討論を行ふものでございます。(拍手)

両法案については、二月二十七日に衆議院で可決され、参議院に送付されました。しかしながら、残念なことに、本日、参議院において否決されました。

ねじれ国会と言われる中ではありますが、國権の最高機関として最も重要な責務の一つは、国民の皆様の生活の安心を守ることにあります。

現在、金融や雇用の先行きの不安が増幅し、とりわけ地域経済への影響は日を追うごとに深刻になつております。

その中にあって、両法案は、地方公共団体の歳入の根幹に関する法案であり、地方公共団体が安心して行政運営をするための基礎となるものであります。全国の地方公共団体は、現下の厳しい情勢に

官 報 (号外)

対応するため、来年度の当初から、福祉、医療、雇用、環境等の諸課題に積極的に取り組もうとしています。このためにも、地方公共団体は、両法案の一刻も早い成立を待ち望んでおります。まず、地方税法等の一部を改正する法律案であります。

今回の平成二十一年度地方税制改正においては、まず、個人住民税においても、新たな住宅ローン減税を創設することとされています。

また、電気自動車やハイブリッド車など環境負荷の少ない自動車について、自動車取得税を免除するなどの思い切った軽減措置が導入されています。

自動車取得税及び軽油引取税については、目的税から普通税に改め、その使途制限を廃止するなどの改正を行つものとされております。

固定資産税については、平成二十一年度の評価額から普通税に改め、その使途制限を廃止するなど

がえに当たり、引き続き、土地に係る負担調整措置を講ずる等とされています。

このように、本法案には国民・住民生活に直結する措置が数多く含まれており、もし仮に年度内に成立しない場合は、先ほど申し上げた新たな軽減措置が受けられなくなり、納税者の税負担が増加するだけではなく、国民生活や課税の現場に大きな混乱が生じるおそれがあります。

例えば、現行のハイブリッド車などへの自動車取得税の特例措置が失効するだけでなく、新たな軽減措置が受けられなくなり、これによつて自動車の買い控えが起きれば、地域経済への影響は深刻さを増すことは疑いありません。また、住宅や土地の取得に係る不動産取得税の現行の税率引き下げ措置などが失効することになれば、住民の大額な税負担の増加となるのみならず、不動産の流

通にも多大な影響を与えることとなります。また、土地に係る固定資産税については、負担調整措置が適用されなくなり、市町村の課税事務などに大きな支障を來すなどの問題が生じてまいります。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案であります。

この法案では、国内の経済情勢が悪化し、税収の大幅な減少が見込まれる現状にかんがみ、平成二十一年度分の地方交付税について、既存の法定

加算とは別枠の一兆円の加算等を通じて、総額十五兆八千二百億円という大幅な増額を実現しております。また、平成二十一年度及び平成二十二年度における措置として、地域雇用創出推進費を創設することとしております。

現下の経済危機の中、地域の雇用を維持するためには、地域の実情に応じた適切な対策を講じることが必要不可欠です。これらの措置を通じて、地方公共団体が、みずからの創意工夫により、雇用創出や地域の元気回復に向けた取り組みを行うための財源が確保されるものであります。

また、本法案が成立しなければ、平成二十一年度の地方交付税の総額が地方財政計画に計上した額から四兆三千億円も減額されることとなり、各

地方公共団体の財政運営に大きな打撃を与えることは疑う余地はありません。

昨年、平成二十一年度は、大変残念なことに、年度内成立に至らなかつたため、昨年四月における普通交付税の概算交付額が減少したほか、例年七月に行つていた普通交付税の決定が八月中旬にずれ込み、大きな影響が生じたことは記憶に新しいところでございます。

地方公共団体における財政見通しを確かなもの

とし、財政運営に支障を生じさせないためにも、一刻も早く本法案を成立させるべきであります。

以上のような理由により、両法案は、国民生活や地方公共団体の財政運営に直結するものであ

り、年度内の成立こそ最大の景気対策であることを強く申し添えまして、私の本動議に対する賛成討論といいたします。

ありがとうございました。(拍手)
○議長(河野洋平君) 塩川鉄也君。

○塩川鉄也君 私は、日本共産党を代表して、地方税法改正案及び地方交付税法改正案の再議決を求める動議に反対する討論を行います。(拍手)

地方税法、地方交付税法の両改正案は、本日、参議院で否決されました。政府・与党は、参議院

が衆議院と異なる結論を出したことをしつかりと受けとめてあります。

にもかかわらず、昨年に続き二年連続して、衆議院の三分の二の数の力で再議決し、成立させようとしています。国会を構成するもう一つの院の結論を一顧だにせず、数の横暴を繰り返す政府・与党の姿勢を、断じて容認することはできませ

ん。

以下、両法案の再議決に反対する理由を述べま

す。

第一に、三位一体改革以来、削減を続けてきた

五兆一千億円に上る交付税額は、何ら復元、増額

することになつております。政府は、今回、特

別枠で交付税額をふやしたとしたますが、二年限

の措置など、到底、恒久的、安定的な財政措置

とは言えません。

しかも、公立病院に対する財政支援などは、全

く不十分なもので、公立病院の縮小、廃止の動き

は後を絶ちません。地域医療の拠点である公立病院を閉鎖、縮小に追い詰めてきたのは、構造改革路線に基づく公立病院ガイドラインと自治体財政健全化法という二重のくびきであり、この誤りを根本から正すべきであります。

雇用と景気が深刻化するもとで、例えば保育所

入所待機児が急増し、就学援助を必要とする児童がふえるなど、住民の福祉や教育のための財政措

置はますますふえており、交付税の大幅増額が求められているのであります。

また、骨太方針二〇〇六に沿つて福祉や教育などを行うための人事費を初め必要な経費を厳しく抑制し続けていることは、容認できません。これ

が、地域に必要な単独事業を圧迫し、住民サービスの低下をもたらしているのであります。

鳩山総務大臣は、三位一体改革は失敗だったと

言いました。しかし、大臣が失敗と認めながら、

本法案は、三位一体改革や骨太方針を踏襲し、根

本的に是正することにはなつていないのでありま

す。

第三に、地方財政を確保する国の責任を放棄し

ていることです。

地方交付税法は、ナショナルミニマムを保障す

るための財源保障を国に義務づけるとともに、財

源不足が生じた場合には、交付税率の引き上げを

政府と国会に求めています。

財源不足は十四年も連続して続いている政

府は、地方の借金で不足額の穴埋めを繰り返すや

り方はもう通用しません。地方交付税法第六条の

三第二項の規定に従つて、交付税率の引き上げを

行うべきであります。この規定は、今まで一度も使われたことがありません。今こそ、この規定を発動し、地方財政を確保する国の責任を果たすべきであります。

最後に、地方税法が、大資産家優遇税制を延長、拡充していることも問題です。

上場株式等の配当、譲渡益課税は二〇%から一〇%に減税されたままで。この軽減措置を延長した上、配当所得基準をなくす優遇策は直ちに廃止すべきです。

地方の財源を確保するなどと称して消費税を引き上げることは、断じて許されません。

以上、申し述べ、反対討論を終わります。

(拍手) ○議長(河野洋平君) 日森文尋君。

(日森文尋君登壇)

○日森文尋君 私は、社会民主党・市民連合を代表し、地方税二法案を憲法第五十九条第二項に基づき、直ちに再議決すべしとの動議に反対の立場で討論を行います。(拍手)

地方税二法案は、雇用創出推進費五千億円を含む交付税の一兆円の特別加算、病院対策や消費者行政対策の充実、地方公共団体金融機関の設置といつた前進面もありますが、上場株式等の配当、譲渡益に係る軽減税率の適用期限の延長等、不公平税制のは正に逆行するものも盛り込まれていることや、地方の道路特定財源の一般財源化も骨抜きに終わっていること、地方交付税法第六条の三第二項の原則に立ち戻るのではなく、臨時財政対策債へのツケ回し拡大で財源不足に対応していることなどの問題点が含まれています。

本日の参議院本会議で地方税二法案は否決されました。憲法第五十九条第三項は、「法律の定

めることにより、衆議院が、両議院の協議会を開くことを求めるのを妨げない」としていま指すならば、地方六団体からも、もはや歳出の削減努力だけでは住民の暮らしを支えることさえ困難になつてゐるという声が上がつてゐる中、地域の切り捨て、格差拡大という改革の影の部分の解決、国、地方の税財源関係の抜本的見直しに向け両院協議会の開催を行い、英知を絞ることが求められていると考えます。

麻生太郎首相自身も、二〇〇七年十二月、予算関連法案などについては与野党で徹底的に議論をしていくべきで、三分の二条項を使うにはならないのではないかと夕刊紙へ寄稿し、二〇〇七年一月二十七日の飯塚市での講演でも、何でもかんでも三分の二条項を使うのではなく、予算関連法案などは徹底した議論を尽くして判断しなければならないという考え方を示しています。

総理のオフィシャルホームページには、「法案一つ一つを丁寧に審議し、修正すべきは修正し、妥協や修正が成立しなければ廃案にし、その責任はお互い分かち合わなければならぬのが今の現実ではないでしょうか。時間の浪費とか、生産性が悪いとかのご批判も出るでしょう。しかしこれが選挙の結果、即ち有権者が選択した現実なんだ」と理解し、それに対応して行くのが議員の仕事であります。

両案は、憲法第五十九条第二項に基づき、さきに本院において議決のとおり再び可決するに賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参されることを望みます。——議場閉鎖。

氏名点呼を命じます。

(各員投票)

いう麻生総理の考えは、まさにそのとおりです。にもかかわらず、直近の民意である参議院の議決の重みを否定し、数の力で強引に成立を図ろうとするのは断じて許せないと申し上げ、反対討論いたします。

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

○議長(河野洋平君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(河野洋平君) 投票漏れはありませんか。——投票漏れないと認めます。投票箱閉鎖。

○議長(河野洋平君) 投票総数四百六十九。本投票の三分の二是三百十三であります。

投票の結果を事務総長から報告させます。

〔事務総長報告〕

可とする者(白票)

三百三十五
百三十四
否とする者(青票)

〔賛成者起立〕

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、本動議は可決されました。(拍手)

起立を求めます。

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

○議長(河野洋平君) 大島理森君外百一名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、本動議は可決されました。(拍手)

○議長(河野洋平君) 地方税法等の一部を改正する法律案、本院議院議決案

○議長(河野洋平君) 地方税法等の一部を改正する法律案の本院議決案、地方交付税法等の一部を改正する法律案の本院議決案、右両案を一括して議題といたします。

両案を一括して直ちに採決いたします。この採決は記名投票をもつて行います。

両案は、憲法第五十九条第二項に基づき、さきに本院において議決のとおり再び可決いたしました。(拍手)

○議長(河野洋平君) 地方税法等の一部を改正する法律案、本院議決案外一案を可とする議員の氏名

あかま一郎君	安倍晋三君	逢沢一郎君	赤池誠章君	赤澤亮正君	麻生太郎君	新井悦二君	井上喜一君	井上甘利明君	井上秋葉賢也君	井脇ノブ子君	伊藤公介君	伊藤達也君	伊藤泰郎君	伊藤信太郎君	伊藤公介君	飯島夕雁君	石田真敏君	石原伸晃君	石原宏高君
--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--------	---------	--------	-------	-------	-------	--------	-------	-------	-------	-------	-------

官 報 (号 外)

平成二十一年三月二十七日

衆議院會議錄第十八号

地方税法等の一部を改正する法律案、本院議決案外一案

号外 報

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(河野洋平君) 日程第一 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第二、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といったします。

委員長の報告を求めます。財務金融委員長田中和徳君。

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔田中和徳君登壇〕

○田中和徳君 ただいま議題となりました法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、国際通貨基金への加盟国との出資総額が増額されることとなつたことに伴い、政府が、同

基金に対し、百五十六億一千八百五十万特別引き出し権、いわゆるSDRに相当する金額の範囲内において出資することができるとしてするものであります。

本案は、去る三月十九日当委員会に付託され、二十五日与謝野財務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、質疑を終局いたしました。次いで、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(河野洋平君) 起立多數。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

本件は、日本放送協会の平成二十一年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものであります。

収支予算は、一般勘定において、事業收入は六千六百九十九億円、事業支出は六千七百二十八億円であつて、事業収支における不足額が二十九億円となつております。

なお、事業収支の不足額二十九億円については、財政安定のための繰越金の一部をもつて補てんすることとしております。

事業計画は、日本や地球規模の課題に取り組む番組や地域放送の充実等に力を注ぐとともに、国際放送による海外への情報発信の強化に努め、あわせて、構造改革を推し進め、効果的かつ効率的な業務運営を行うこととしております。

また、受信料について、公平負担に向けた取り組みを強化することとするほか、円滑な完全デジタル化に向けて、デジタルテレビジョン放送の普及に努める等としております。

資金計画は、収支予算及び事業計画に対応する年度中の資金の需要及び調達に関する計画を立てております。

なお、本件には、これらの収支予算等について、「着実に遂行すべきものと認める」一方、協会

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔赤松正雄君登壇〕

○赤松正雄君 ただいま議題となりました承認案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、日本放送協会の平成二十一年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認

を求めるものであります。

収支予算は、一般勘定において、事業收入は六千六百九十九億円、事業支出は六千七百二十八億円であつて、事業収支における不足額が二十九億円となつております。

なお、事業収支の不足額二十九億円については、財政安定のための繰越金の一部をもつて補てんすることとしております。

事業計画は、日本や地球規模の課題に取り組む番組や地域放送の充実等に力を注ぐとともに、国際放送による海外への情報発信の強化に努め、あわせて、構造改革を推し進め、効果的かつ効率的な業務運営を行うこととしております。

また、受信料について、公平負担に向けた取り組みを強化することとするほか、円滑な完全デジタル化に向けて、デジタルテレビジョン放送の普及に努める等としております。

資金計画は、収支予算及び事業計画に対応する年度中の資金の需要及び調達に関する計画を立てております。

なお、本件には、これらの収支予算等について、「着実に遂行すべきものと認める」一方、協会

においては、「国民・視聴者からの信頼回復に向けて一層改革を進めていくこと」及び「受信料の公平負担の徹底に向けて全力で取り組むこと」が必要であるとした上で、「放送法において求められ

る公共放送としての使命を確実に遂行し、国民・視聴者の負託に応えることが求められる」等の総務大臣の意見が付されております。

本件は、去る三月十九日本委員会に付託されました。委員会におきましては、同月二十五日鳩山総務大臣から提案理由の説明を、日本放送協会会長から補足説明をそれぞれ聴取した後、質疑を行ない、これを終局いたしました。昨二十六日採決いたしましたところ、本件は全会一致をもつて承認すべきものと決しました。

なお、本件に対し附帯決議を付することに決しました。本件は、委員長報告のとおり可決いたしましたところ、本件は全会一致をもつて承認すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よつて、本件は委員長報告のとおり承認することに決まりました。

○議長(河野洋平君) 本日は、これにて散会いたします。

午後七時二十五分散会

なお、本件には、これらの収支予算等について、「着実に遂行すべきものと認める」一方、協会

出席國務大臣

官 報 (号 外)

外務省職員が公務出張に際して取得したマイページの同省における取り扱いに関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

月額約八百三十六万円の賃借料が発生している在ロシア日本国大使館の旧建物及び大使公邸に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

一、去る二十五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

北朝鮮による長距離ミサイルの発射予告に対する政府の対応に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

東京地方検察庁特別捜査部に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

検察庁による刑事事件に係る情報のリーク等に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

一、昨二十六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

外務省についての各マスコミ報道に対する同省の対応に係る説明等に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

外務省における各種手当の変遷に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

千島列島を現在も管轄区域としている官公庁があることに対する外務省の見解に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

(答弁書受領)

一、去る二十四日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員鈴木宗男君提出アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会における議論等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出東京地方検察庁特別捜査部に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出検察庁による刑事事件に係る情報のリーク等に関する質問に対する件に係る情報のリーク等に関する質問に対する質問主意書

答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出北朝鮮による長距離ミサイルの発射予告に対する政府の対応に関する質問に対する答弁書

衆議院議員滝実君提出急激に悪化する日本経済に対応する経済政策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員岡本充功君提出北朝鮮の主張に対する政府の認識に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出ソマリア沖における海賊対策のための海上自衛隊による海上警備行動に係る法整備に対する麻生太郎内閣総理大臣の見解に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出両親が偽造パスポートで我が国に入国したフィリピン人一家への政

府の対応に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出千島列島を現在も管

轄区域としている官公庁があることに対する外

務省の見解に関する質問に対する答弁書

平成二十一年三月十三日提出
質問 第二〇九号
アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会における議論等に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

(以下、「有識者懇」)が発足した。右を踏まえ、質問する。

一、「有識者懇」では、現在まで五度の懇談会、二度の現地視察が行わってきていると承知する

が、これまでの「有識者懇」において、どの様な議論の積み重ねがなされたと政府は認識しているか。また、これまでの議論に対する政府の評価如何。

二、「決議」が議決された後の、昨年六月六日における当時の町村信孝内閣官房長官の所信(以下、「所信」という。)に「我が国が近代化する過程において、法的にはひとしく国民でありながらも差別され、貧窮を余儀なくされたアイヌの人々が多数に上ったという歴史的事実について、政府として改めてこれを厳粛に受けとめたいと思います。」とある様に、アイヌ民族が我が国社会において様々な差別を受け、結果として貧窮を余儀なくされてきたことは紛れもない事実であると考える。「有識者懇」に対しては、これまで北海道内外のアイヌ民族や市民団体等、様々なグループによりアイヌ民族の権利確立に向けた様々な意見が出されていると思料するが、例えばその中には、右で触れた点について政府に謝罪を求める意見や、これまでのアイヌ民族に対する差別の実態を審議する機関の設置を求める意見もあると承知する。「有識者懇」においては、本年七月を目処に、政府に対して最終報告書(以下、「報告書」という。)を提出すべく、現在様々な議論を行っているものと考えるが、政府として、「有識者懇」において右の意見が議論の対象とされているか、または「報告書」を政府に提出する際に、右の意見を踏まえた報告がなされるかどうか把握しているか。

三、北海道外に居住するアイヌ民族につき、人口や生活状況等、その詳細を政府は把握しているのか。

四、「所信」に「政府としては、アイヌの人々が日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し、独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族であるとの認識のもとに、先住民族の権利に関する国際連合宣言における関連条項を参照し

つつ、これまでのアイヌ政策をさらに推進し、総合的な施策の確立に取り組む所存でございます。」とある様に、「有識者懇」はじめ我が国におけるアイヌ民族政策に係る議論は、主に北海道内に居住するアイヌ民族を主な対象としたものであつたと料するが、北海道外に居住するアイヌ民族に対して、政府としてどの様な政策を展開する考えでいるのか説明されたい。

五、「報告書」の内容は再来年度予算案の編成において十分に反映されるか。

右質問する。

内閣衆質一七一第二〇九号
平成二十一年三月二十四日
衆議院議長 河野 洋平殿
内閣総理大臣 麻生 太郎
衆議院議員鈴木宗男君提出アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会における議論等に関する質問に対する別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出アイヌ政策のあり方に関する質問に対する答弁書

一、
「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会における議論等に関する質問主意書」

アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会における議論等に関する質問主意書

昨年六月六日、アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議(以下、「決議」という。)がなされ、アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会が議論の対象とされているか、または「報告書」を政府に提出する際に、右の意見を踏まえた報告がなされるかどうか把握しているか。

一、
「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会における議論等に関する質問主意書」

(以下「有識者懇」という。)においては、アイヌの人々の生活状況等の実態、これまでのアイヌ政策の評価、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」と世界的に見た先住民族政策の在り方、歴史を踏まえた我が国における先住民族との共生の在り方、将来のアイヌ語学習の在り方等について、有識者からのヒアリングを実施し、それに基づいた議論等が行われたほか、北海道と東京において視察が行われ、その際に、アイヌの人々から、教育、研究、文化、生活等に関する様々な要望が出されたところである。

政府としては、これまでの有識者懇における議論や視察は、今後、アイヌ政策の在り方を検討していく上で有意義なものであったと認識している。

二について

有識者懇における視察の際に、アイヌの人々に対する差別等について、その原因や責任主体に関する議論を行い謝罪すること、アイヌの人々の声を政策決定に反映させるための審議機関を設置すること等の要望や意見も出されているところである。政府としては、今後、これらも踏まえ、有識者懇において、基本的な論点整理を行った上で議論を行つていただき、本年夏頃を目途に、アイヌ政策の在り方についての提言を取りまとめていただく予定である。

政府としては、お尋ねの点についての詳細は把握していないが、有識者懇における視察の際に、北海道外に居住するアイヌの人々からお話を聞きするなど、生活状況等の把握に努めているところである。

四及び五について

政府としては、今後、有識者懇において、北

海道外に居住するアイヌの人々に対する施策を

含め議論を行つた上で、アイヌ政策の確立に取り組んでいくこととしている。また、当該提言の内容

を平成二十一年度予算に反映させることについ

ては、必要に応じ、予算編成過程において検討

してまいりたい。

六について

を踏むことが求められるのか説明されたい。

光文社発行の週刊FLASH三月二十四日号

の十八頁から十九頁にかけて、東京地検特捜部には、**Q5.**記者はどうやって取材しているの?

A5. 部長と三名の副部長は、朝と夜に【●】時ごろ、××のあたりで【●】と事前に決めて、取材に応じている。それと併し内

での一回を含め一日に三回、担当記者は話を聞くことができる。」

の記述があるが、右記述は事実を反映しているか。「マスコミ」が東京地檢特捜部に対しても事実か。

朝と夜に取材を行う際、特捜部長、各班の副部長との間で、事前に時間と場所を決めるという

のは事実か。

五と同じFLASHの十九頁に、

「現場の検事や検察事務官への取材は原則禁止。接觸しているのが見つかれば特捜部への

「出入り禁止」に。」

との記述があるが、右記述は事実を反映しているか。「東京地檢特捜部」として、「マスコミ」が現場の検察官及び検察事務官に対して取材することを禁止し、それを破つた者は「東京地檢特捜部」への出入りを禁ずるという事実はあるか。

五及び六について

お尋ねは、個々の記事の内容に関するものであります。答弁を差し控えたい。

七について

御指摘の「東京地檢特捜部」に対して取材を行なうの意味するところが必ずしも明らかでないため、お答えすることが困難である。

八について

お尋ねは、個々の記事の内容に関するものであります。答弁を差し控えたい。

九について

お尋ねは、個々の記事の内容に関するものであります。答弁を差し控えたい。

十について

お尋ねは、個々の記事の内容に関するものであります。答弁を差し控えたい。

十一について

お尋ねは、個々の記事の内容に関するものであります。答弁を差し控えたい。

十二について

お尋ねは、個々の記事の内容に関するものであります。答弁を差し控えたい。

十三について

お尋ねは、個々の記事の内容に関するものであります。答弁を差し控えたい。

十四について

お尋ねは、個々の記事の内容に関するものであります。答弁を差し控えたい。

十五について

お尋ねは、個々の記事の内容に関するものであります。答弁を差し控えたい。

十六について

お尋ねは、個々の記事の内容に関するものであります。答弁を差し控えたい。

十七について

お尋ねは、個々の記事の内容に関するものであります。答弁を差し控えたい。

十八について

お尋ねは、個々の記事の内容に関するものであります。答弁を差し控えたい。

十九について

お尋ねは、個々の記事の内容に関するものであります。答弁を差し控えたい。

二十について

お尋ねは、個々の記事の内容に関するものであります。答弁を差し控えたい。

二十一について

お尋ねは、個々の記事の内容に関するものであります。答弁を差し控えたい。

二十二について

お尋ねは、個々の記事の内容に関するものであります。答弁を差し控えたい。

二十三について

お尋ねは、個々の記事の内容に関するものであります。答弁を差し控えたい。

二十四について

お尋ねは、個々の記事の内容に関するものであります。答弁を差し控えたい。

二十五について

お尋ねは、個々の記事の内容に関するものであります。答弁を差し控えたい。

二十六について

お尋ねは、個々の記事の内容に関するものであります。答弁を差し控えたい。

二十七について

お尋ねは、個々の記事の内容に関するものであります。答弁を差し控えたい。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出東京地方検察庁特別捜査部に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

検察庁事務章程(平成二十年法務省訓令第一号)等の規定により、東京地方検察庁特別捜査部には、部長が置かれるとともに、副部長を置くことができるとしているが、その余については、今後の検査活動に支障をもたらすおそれがあり、答弁を差し控えたい。

五及び六について

御指摘の「東京地檢特捜部」に対して取材を行うの意味するところが必ずしも明らかでないため、お答えすることが困難である。

六及び七について

御指摘の「東京地檢特捜部」に対して取材を行なうの意味するところが必ずしも明らかでないため、お答えすることが困難である。

七及び八について

御指摘の「東京地檢特捜部」に対して取材を行なうの意味するところが必ずしも明らかでないため、お答えすることが困難である。

八及び九について

御指摘の「東京地檢特捜部」に対して取材を行なうの意味するところが必ずしも明らかでないため、お答えすることが困難である。

九及び十について

御指摘の「東京地檢特捜部」に対して取材を行なうの意味するところが必ずしも明らかでないため、お答えすることが困難である。

十及び十一について

御指摘の「東京地檢特捜部」に対して取材を行なうの意味するところが必ずしも明らかでないため、お答えすることが困難である。

十一及び十二について

御指摘の「東京地檢特捜部」に対して取材を行なうの意味するところが必ずしも明らかでないため、お答えすることが困難である。

十二及び十三について

御指摘の「東京地檢特捜部」に対して取材を行なうの意味するところが必ずしも明らかでないため、お答えすることが困難である。

十三及び十四について

御指摘の「東京地檢特捜部」に対して取材を行なうの意味するところが必ずしも明らかでないため、お答えすることが困難である。

十四及び十五について

御指摘の「東京地檢特捜部」に対して取材を行なうの意味するところが必ずしも明らかでないため、お答えすることが困難である。

十五及び十六について

御指摘の「東京地檢特捜部」に対して取材を行なうの意味するところが必ずしも明らかでないため、お答えすることが困難である。

十六及び十七について

御指摘の「東京地檢特捜部」に対して取材を行なうの意味するところが必ずしも明らかでないため、お答えすることが困難である。

十七及び十八について

御指摘の「東京地檢特捜部」に対して取材を行なうの意味するところが必ずしも明らかでないため、お答えすることが困難である。

十八及び十九について

御指摘の「東京地檢特捜部」に対して取材を行なうの意味するところが必ずしも明らかでないため、お答えすることが困難である。

十九及び二十について

御指摘の「東京地檢特捜部」に対して取材を行なうの意味するところが必ずしも明らかでないため、お答えすることが困難である。

二十及び二十一について

御指摘の「東京地檢特捜部」に対して取材を行なうの意味するところが必ずしも明らかでないため、お答えすることが困難である。

一 本年三月十二日、石川氏が参考人として事情聴取を受ける日の以前から、同氏が聴取を受けた旨の報道が新聞等よりなされていたが、右は検察庁からの各報道機関に対する情報のリーケによるものか。

二 一般に、ある刑事案件に関する情報は、取り

調べを行う検察庁のみしか知り得ないものであると考える。かつて当方も二〇〇二年六月に逮捕され、東京地檢の取り調べを受けたが、当方が逮捕される以前からも、当方の事件に関する様々な情報が流れ、それが各報道機関より報じられていた。検察庁として、刑事案件に関する情報を各報道機関にリークすることをいつから、何のために行う様になつたのか説明された

三 検察庁が刑事案件に関する情報を各報道機関にリークすることは、それが各報道機関によって報じられることで、その事件に係る予断を国民に与えることになり、世論を必ずしも眞実ではない方向に誘導し、結果的に事実関係の究明に悪影響を与えることになりかねないと考えるが、政府の見解如何。

四 検察庁による情報のリークは、刑事案件に係る事実関係の究明に悪影響を与えるものであると考えるが、同時に事実関係の究明を図る観点から、容疑者となつた者、更には容疑者以外の、参考人、証人に対する取り調べ、聴取については、それを録音・録画する等の方法による全面的な可視化を実施する必要があると考える。本年二月二十五日の衆議院予算委員会において、森英介法務大臣は右について「引き続き検討させていただきます。」と答弁しているが、法務省において現在どの様な検討がなされて

いるか説明されたい。

右質問する。

内閣衆質一七一第二一一号

平成二十一年三月二十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員鈴木宗男君提出検察庁による刑事事件に係る情報のリーケ等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出検察庁による刑事事件に係る情報のリーケ等に関する質問に対する答弁書

一 から三までについて

御指摘の「検察庁からの各報道機関に対する情報のリーケ」の意味するところが必ずしも明らかではないが、検察当局においては、従来から、捜査上の秘密の保持について格別の配慮を払ってきたものであり、捜査情報を外部に漏らすようなことはないものと考えている。

四について

被疑者の取調べの全過程について録音・録画を義務付けることについては、累次の質問主意書に対する答弁書で述べたとおり種々の問題がある。このので、慎重な検討が必要であると考えている。

被疑者以外の者の取調べについて録音・録画を義務付けることについては、累次の質問主意書に対する答弁書で述べたとおり、様々な観点からの慎重な検討を要する問題であると考えている。

平成二十一年三月十三日提出
質問 第二一二二号

北朝鮮による長距離弾道ミサイルの発射予告に対する政府の対応に関する質問主意書 提出者 鈴木 宗男

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出北朝鮮による長距離弾道ミサイルの発射予告に対する政府の対応に関する質問に対する答弁書

一について

北朝鮮による長距離弾道ミサイルの発射予告に対する政府の対応に関する質問主意書長距離弾道ミサイルである試験通信衛星光明星二号を打ち上げると国際海事機関（IMO）に事前通報し、秋田県沖の日本海と千葉県東方の太平洋の二つの海域を、部品等の落下が予想される危険区域として指定した。右を踏まえ、質問する。

一 政府、特に外務省が北朝鮮による光明星二号打ち上げの通報を最初に察知したのはいつか。

二 本年三月十三日付読売新聞三面の記事には、「ミサイルに限らず、人工衛星やその打ち上げ用口ケットであつても、日本の領土・領海に落下すると判断すれば、自衛隊法八十二条の二に基づきミサイル防衛（MD）システムで迎撃する方針だ。」との記述があるが、政府は右記述にある様な方針を有しているか。確認を求める。

二について

防衛大臣は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八十二条の二の規定に基づき、

① 弹道ミサイル等（弹道ミサイルその他その落下により人命又は財産に対する重大な被害が生じると認められる物体であつて航空機以外のものをいう。以下同じ。）が我が国に飛来するおそれがあり、その落下による我が国領域における人命又は財産に対する被害を防止するため必要があると認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊に対し、

我が国に向けて現に飛来する弾道ミサイル等を我が国領域又は公海（海洋法に関する国際連合条約（平成八年条約第六号）に規定する排他的經濟水域を含む。以下同じ。）の上空において破壊する措置をとるべき旨を命ずることができる。

② ①の場合のほか、事態が急変し①の内閣総理大臣の承認を得るいとまがなく我が国に向けて弾道ミサイル等が飛来する緊急の場合における我が国领域における人命又は財産に對

内閣衆質一七一第二一一号

平成二十一年三月二十四日

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出北朝鮮による長距離弾道ミサイルの発射予告に対する政府の対応に関する質問に対する答弁書を送付する。

する被害を防止するため、防衛大臣が作成し、内閣総理大臣の承認を受けた緊急対処要領に従い、あらかじめ、自衛隊の部隊に対し、我が国に向けて現に飛来する弾道ミサイル等を我が国領域又は公海の上空において破壊する措置をとるべき旨を命ずることができ

る。日本の名目GDPは伸びておらず、その意味で実感なき景気回復と言われ続けてきた。これらのグラフから、経済の成長という点において、日本だけが世界から取り残されたと思って、日本だけが世界から取り残されたと思うがどうか。

平成二十一年三月十六日提出
質問 第二二一三号

急速に悪化する日本経済に対応する経済政策に関する質問主意書

提出者 滝 実

急速に悪化する日本経済に対応する経済政策に関する質問主意書

国際取引所連盟の調べによると、主な証券取引所に上場する企業の株式時価総額は、二〇〇八年末で約二九五三兆円、これは前年末の四六%減、つまり約二五〇〇兆円が失われたとのことである。東証第一部上場会社の株式時価総額は、二〇〇七年六月から二〇〇九年二月の約一年半の間に約三三〇兆円も失った。これは失われた資産のうちの、ごく一部である。しかも、日本の場合株価の下落は二〇〇七年からでなく、一九八九年からの下落であり、最高値三八九一円から八〇%以上値下がりしたのである。事実上の株式市場の崩壊と言うべきである。このような状況で景気の本格的な回復を達成するには、大規模な経済対策が必要と思われる。このことに関して質問する。

一 図一～三は、名目GDPの伸びが大きくなれば、所得が増

え、景気回復の実感が出てくると言われるを行つてきたら、世界の中で日本もこれほど取り残されることはなかつたと思うがどうか。

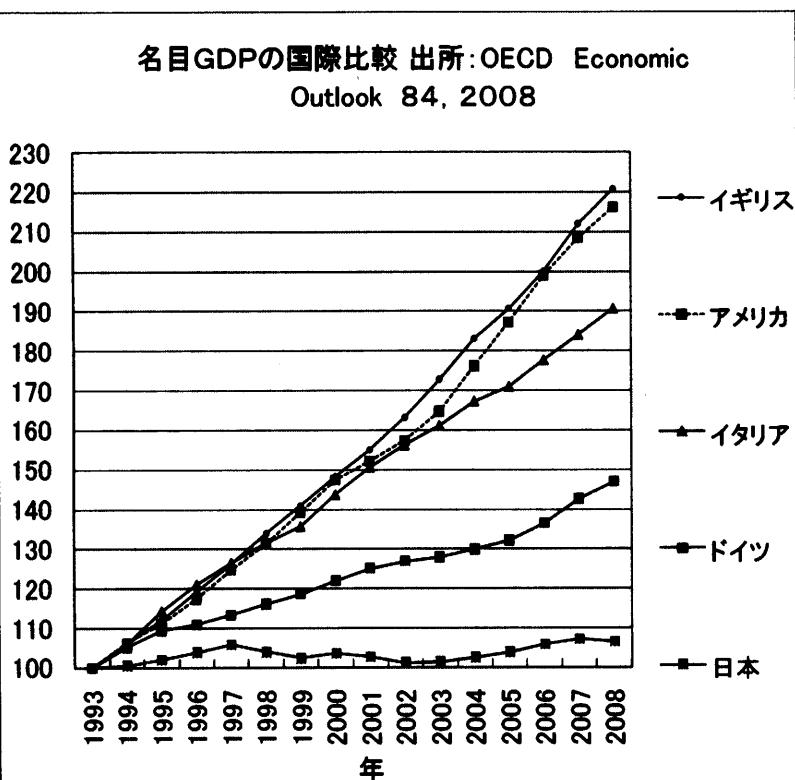
二 過去十数年間、もしも適切な規模の財政出動を行つてきたら、世界の中で日本もこれほど取り残されることはなかつたと思うがどうか。

三 三月一三日の日経新聞によると、一〇人の工長率の予測の平均はマイナス四・三%である。これをプラス成長にするだけでなく、正常な成長軌道に乗せるためには、どの程度の財政出動が必要かに關して、計量モデルを使った試算を國民に示すべきだと思うがどうか。

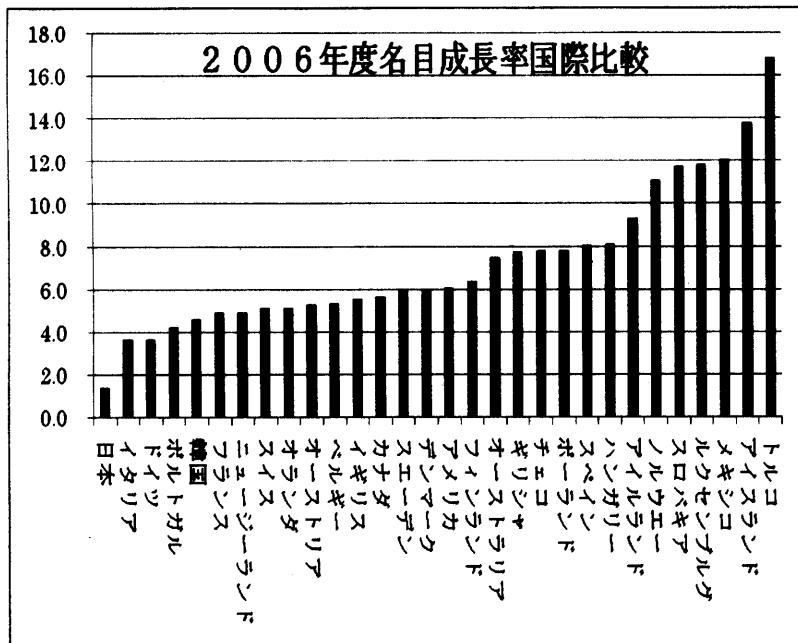
四 景気対策は、目先の景気だけでなく、長期的

に日本をどのように成長させるかという視点が重要であるので、単年度でなく五年計画といつており、作り変える必要があるのでないか。

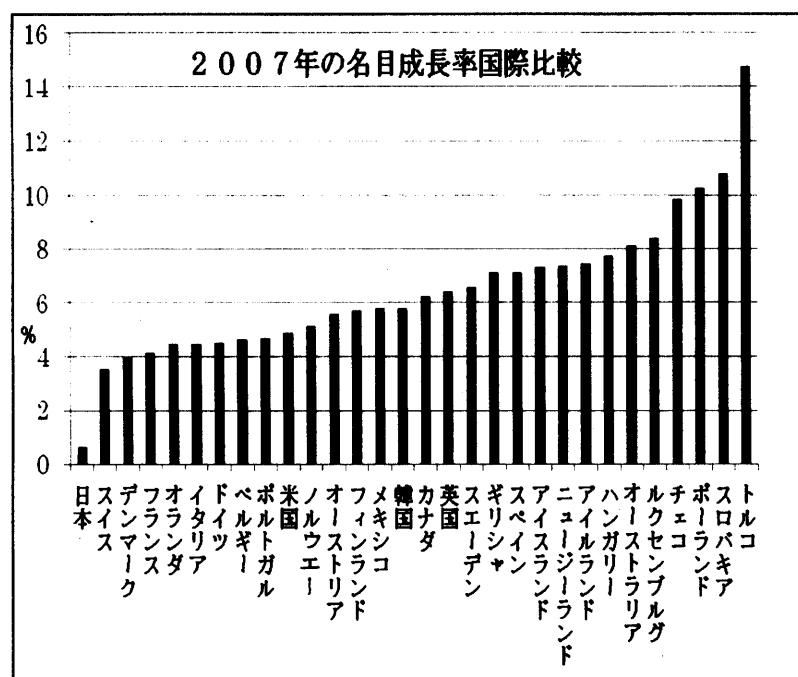
た目標の設定が必要だと思うがどうか。



図二 出所 O E D C Economic Outlook 八四



図三 出所 O E D C Economic Outlook 八四



内閣衆質一七一第二二三号

平成二十一年三月二十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員滝実君提出急激に悪化する日本経済に対応する経済政策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員滝実君提出急激に悪化する日本経済に対する経済政策に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「経済の成長という点において、日本だけが世界から取り残されてきたと思うかどうか」という点については、物価動向を考慮した実質GDP成長率等も含めて判断する必要があり、御指摘の名目GDP成長率のグラフのみでは、一概に判断することはできないものと考えており、

三及び四について

政府は、国民生活と日本経済を守る観点から、当面は「景気対策」、中期的には「財政重建」、中長期的には改革による「経済成長」という三段階で、経済財政政策を進めることとしている。現下の厳しい経済金融情勢に対しては、平成二十年八月以来、総額約七十五兆円の三次にわたる経済対策を取りまとめ、「景気の底割れ」を防ぐことを最重要課題として、これらの経済対策の速やかな実施に全力を挙げているところである。

内閣府の計量経済モデルについては、それぞれの時点で入手可能な情報等を基に、隨時必要な改定を行つてあるところである。

五について

世界経済の状況が深刻さを増しているという共通認識の下、世界経済や国際金融システムの安定性に対する信認を回復すべく、各國が、金融・世界経済に関する首脳会合の場等を通じて連携し、その置かれた経済・財政状況等を踏まえつつ、この難局に立ち向かう必要があると考えている。

我が国においても、三及び四について述べたとおり、総額約七十五兆円の経済対策の速やかな実施に全力を挙げているところである。

平成二十一年三月十六日提出
質問 第二二一四号

北朝鮮の主張に対する政府の認識に関する質問主意書

提出者 岡本 充功

北朝鮮の主張に対する政府の認識に関する質問主意書

北朝鮮が各種の手段を駆使し主張する内容には様々な疑問がある。これ等に対し、政府としての認識を確かめ、今後の日本の立場を明確にすることとは六カ国協議参加国との連携上も必要であると考える。従つて、次の事項について質問する。

なお手持ちの資料を軽く当たつて、「お答えすることは困難である」という常套句で、手抜き答弁をするのではなく、知りうる範囲において誠実な答弁をお願いする。併せて質問番号を束ねて、誰が何を答弁如何。また疑いがあると推測される日本人根拠如何。

の人数如何。更に何人が北朝鮮内を含む日本国外で生存し、何人が死亡したと推測しているのか根拠と併せ答弁を求める。

二 北朝鮮が「人工衛星の打ち上げ」と主張し、平成二十一年四月に発射をすると国際海事機関等に通告したとする報道の事実関係如何。また発射され日本の領土及び領海内に落下してきた場合これを迎撃するのか答弁を求める。同様に日本本土の排他的經濟水域内に落下してきた場合これを迎撃するのか答弁を求める。自衛隊法上は迎撃が可能だとして現段階で技術的に可能なのか見解を問う。特にミサイル防衛システムは日本全土で配備出来ていないと考えるが答弁を求める。北朝鮮の朝鮮宇宙空間技術委員会が「試験通信衛星である」とし、北朝鮮当局が「宇宙の平和利用目的だと主張した場合でも国連安保理決議違反と考えるのか答弁を求める。今回北朝鮮が国際機関に打ち上げの事前通告をするなど手続きを経ていることを反証に挙げれば「弾道ミサイル計画に関する」とは断じ得ず、結果として国連安理会決議一七一八号に俄かに反するとは断じにくいのではないかと考えるが見解如何。同決議以外のいづれの決議にどういう理由で違反すると考えるのか見解如何。また日本政府としてどのような制裁を強化するのか、また今回の北朝鮮の動きについて、中国、ロシアとどのような意見調整を行つてているのか両国の反応も含め答弁を求める。

四 日本国籍を有し北朝鮮に定住する者の人数如何。また北朝鮮における政治体制や生活苦を理由に合法、非法を問わず脱出(以下「脱北」という)し、日本に入国した人数如何。このうち日本国籍を有する者数如何。また元々日本に住みながら北朝鮮に移住し、その後脱北した人數如何。

加えて脱北しながら日本国内に未だ入国せず日本以外の国に在住する日本人の数はどうかといふ。日本国籍を有せず日本に入国を求めて脱北した者は難民と認めることができると考へる。日本国籍を有せず日本に入国を求めるのが、また政治的な理由を持つ亡命と認めることが有り得るのか見解如何。

五 北朝鮮の金正日国家主席の後継となる人物は誰と日本政府は思慮しているのか根拠と併せ答弁を求める。平成十三年五月一日にドミニカ共和国の偽装パスポートで入国を試み同月四日に退去強制処分となつた男性について問う。この男性は北朝鮮の金正日国家主席の長男である金正男氏であると確認しているのか見解如何。確認できていないとすればその理由如何。また確認する努力を現在もしているのか答弁を求める。

六 在日本朝鮮人総連合会(以下「朝鮮総連」という)について問う。政府は朝鮮総連が「外交機関に準ずる機関」との認識か見解如何。また朝鮮総連の活動には公益性があると考へているのか見解を問う。朝鮮総連の施設構成員及び職

員に対して課税や出入国等を含む何らかの優遇措置はあるのか具体例を示して答弁を求める。

七 株式会社整理回収機構は朝鮮総連に対する六百一十八億円の支払いを求めて東京地裁に提訴し、平成十九年六月十八日に判決を得て、その判決が確定したと承知しているが事実関係如何。現在までに整理回収機構が朝鮮総連から回収できた金額如何。また東京都千代田区富士見にある朝鮮総連本部に対する差押・強制競売は現在でも可能であるのか答弁を求める。可能であるならば今後裁判所に対し差押の申立てを行うのか方針を問う。

内閣衆質一七一第三三四号
平成二十一年三月二十四日
内閣総理大臣 麻生 太郎

右質問する。

二について
お尋ねの報道の事実関係については、平成二十一年三月十二日夜(日本時間)、国際海事機関(以下「IMO」という。)事務局から我が国を含むIMO加盟国に対し、北朝鮮当局からIMO事務局に対し「試験通信衛星」の打ち上げのための事前通報があつた旨の連絡があつた。また、同月十三日前(日本時間)、国際民間航空機関(以下「ICAO」という。)事務局から我が国を含むICA0加盟国に対し、北朝鮮当局からICA0事務局に対し「通信衛星」の打ち上げのための事前通報があつた旨の連絡があつた。

一般論として言えば、防衛大臣は、自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第八十二条の二の規定に基づき、

衆議院議員岡本充功君提出北朝鮮の主張に対する政府の認識に関する質問に対する答弁書

について
捜査や調査の結果、北朝鮮による拉致行為があつたことを確認するに足りるものとして整理された情報に基づいて、北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律(平成十四年法律第百四十三号)第二条の規定に基づき、これまでに十七名が北朝鮮当局による拉致被害者として認定されている。

また、政府としては、政府が認定している拉致被害者以外にも拉致の可能性を排除できない事案があるとの認識の下、銳意捜査・調査を行っているところであるが、お尋ねの「疑いがあると推測される日本人の人数」については、

いすれにせよ、政府は、すべての拉致被害者が生存しているという前提に立っている。
二について
お尋ねの報道の事実関係については、平成二十一年三月十二日夜(日本時間)、国際海事機関(以下「IMO」という。)事務局から我が国を含むIMO加盟国に対し、北朝鮮当局からIMO事務局に対し「試験通信衛星」の打ち上げのための事前通報があつた旨の連絡があつた。また、

政府としてどのような対応をとるかについては、現時点では確たることを申し上げられない。また、その技術的な可能性については、お尋ねの場合が具体的にいかなる状況を指すのか明らかではないため、一概にお答えすることは困難であるが、我が国の弾道ミサイルシステムについては、広域を防護し得るスタンダード・ミサイルSM-3を搭載する護衛艦や拠点防御のためのペトリオット・ミサイルPAC-1等への対処に万全を期してまいりたい。

三について
お尋ねについては、北朝鮮が極めて閉鎖的な体制をとっていることもあり、断定的なことは申し上げられないが、政府としては、一連の朝鮮の言動を考えれば、既に核兵器計画が相当に進んでいる可能性を排除することはできないと認識している。

① 弾道ミサイル等(弾道ミサイルその他その落下により人命又は財産に対する重大な被害が生じると認められる物体であつて航空機以外のものをいう。以下同じ。)が我が国に飛来するおそれがあり、その落下による我が国領域における人命又は財産に対する被害を防止するため必要があると認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊に対し、「宇宙の平和利用目的」であると主張する場合の国際連合安全保障理事会(以下「安保理」という。)決議との関係については、安保理決議第千六百九十五号及び第千七百八号は、北朝鮮の弾道ミサイル計画に関するすべての活動は停止している。

我が国領域又は公海(海洋法に関する国際連合条約(平成八年条約第六号)に規定する排他的經濟水域を含む。以下同じ。)の上空において破壊する措置をとるべき旨を命ずることができる。

また、北朝鮮による発射が、国際機関に対する事前通報等国際的な枠組み上の手続に従つて行われたとしても、これが安保理決議第千六百九十五号及び第千七百十八号で禁じられる弾道ミサイル計画に関する活動であることに変わりはなく、発射が安保理決議違反であることに影響を与えるものではないと考える。

我が国は、拉致、核、ミサイルといった諸懸案に対する北朝鮮の対応や、六者会合、安保理等における国際社会の動き等を踏まえ、総合的に判断することとしている。御指摘の「北朝鮮の動き」に関し、中国及びロシアとも協議を行つてはいるが、外交上の個別のやり取りの詳細について明らかにすることは、相手国との関係もあり差し控えたい。

気象庁では、平成十八年十月九日十時三十五分ころ、北朝鮮北東部の北緯四十一・二度、東經百二十九・二度においてマグニチュード四・九の、自然地震ではない可能性があると考えられる震動を検出している。また、当時、米国は、北朝鮮が地下核実験を実施したことを確認する放射性物質を検出した旨を発表しており、韓国は、国内で採取した大気中に核実験と関連した放射性物質(キセノン)を確認し北朝鮮による地下核実験を公式に確認する旨を発表していると承知している。

お尋ねの人数については把握していない。

出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第六十一条の二第一項に定める難民の認定の申請をすることができる者は、本邦にある外国人に限られており、脱北者に限らず、外国にいる者は、我が国の難民の認定の申請をすることができない。

なお、本邦にある外国人から難民の申請があつた場合は、難民の地位に関する条約(昭和五十六年条約第二十一号。以下「難民条約」という。)第一条の規定又は難民の地位に関する議定書(昭和五十七年条約第一号)第一条の規定に定める難民条約の適用を受ける難民に該当するか否かを個別に判断している。

五について

政府としては、北朝鮮の金正日国防委員長の後継問題に關し様々な情報を接しているが、情報収集の内容等について具体的に述べることは、今後の情報収集等に支障を來すおそれがあるため、お答えすることは差し控えたい。

また、御指摘の「男性」については、政府とし

ては、同人が北朝鮮の金正日国防委員長の子である金正男氏である蓋然性が高いものと認識しているが、確認しているわけではない。

なお、一般に、不法入国等により真正な身分が判明しないまま退去強制手続が執られ出国している外国人については、その後の身分事項確認に係る追跡調査は行っていないことから、真正な身分事項は確認していない。

六について

我が国は北朝鮮を国家承認しておらず、外交関係も有していない。したがつて、在日本朝鮮人総聯合会(以下「朝鮮総聯」という。)の関連施設は、外交関係に関するウイーン条約(昭和三十九年条約第十四号)に規定される使節団の公館には当たらない。また、同条約には「外交機関に準ずる機関」という区分はない。

また、朝鮮総聯については、その綱領において、「すべての在日同胞を朝鮮民主主義人民共和国のまわりに総結集させ」、「國の富強發展に特色のある貢献をする」などと掲げて活動を行つて、お尋ねの「公益性」については、その有無を一概にお答えすることは困難である。

朝鮮総聯の施設、構成員及び職員を対象とした国税に関する課税上の優遇措置はない。

これらを対象とした地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)における非課税等の優遇措置はない。なお、地方公共団体において、当該団体の条例に基づき朝鮮総聯の施設に係る固定資産税の減免を行つてている例はあると承知している。

また、朝鮮総聯の構成員及び職員に対して、出入国管理上の優遇措置はない。

七について

お尋ねの株式会社整理回収機構以下「整理回収機構」という。の朝鮮総聯に対する貸金返還請求訴訟については、平成十九年六月十八日に整理回収機構側が勝訴判決を得て、同年七月三日その判決が確定したと承知している。なお、お尋ねの現在までに回収できた金額については、個別の金融機関による個別の取引に関する事項であることから、お答えを差し控えたいが、整理回収機構は、貸金返還請求訴訟において、本件訴訟中の回収により、請求元金を六百二十八億円から六百二十七億円に減縮したものと承知している。

また、朝鮮総聯中央本部に対する差押え・強制競売については、本件不動産の登記名義人が朝鮮総聯ではなく合資会社朝鮮中央会館管理会(以下「管理会」という。)となつていていることから、整理回収機構は、本件不動産に対する強制執行を可能とするため、管理会に対する執行文付与の訴え及び本件不動産の所有者が朝鮮総聯であるとの確認等を求める所有権確認等請求訴訟を提起し、現在、それぞれ東京高等裁判所及び東京地方裁判所に係属中であると承知している。

一 「命令」により、本年三月十四日午後、海上自衛隊の護衛艦「さざなみ」、「さみだれ」の二隻が広島県の呉基地を出港した。今次の海上自衛隊による「警備行動」は、自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第八十二条に規定されている海上における警備行動に該当するものであると承知するが、同法の規定の下、実際に「警備行動」に当たる自衛官は、具体的にどの様な任務を遂行するのか説明されたい。

二 実際に「警備行動」に当たる自衛官は、自衛官としてどの程度武器の使用を認められているのか説明されたい。

三 そもそも自衛隊法第八十二条に規定される海上における警備行動とは、我が国沿岸を想定したものです、ソマリア沖の様な遠洋での活動は想定の範囲外であつたと思料するが、政府の見解如何。

四 自衛隊法第八十二条の規定により、今次「警備行動」に当たる自衛官の安全は十分に確保され、自衛官は現場で迷うことなく存分に任務を遂行できるか。政府の認識如何。

五 「警備行動」を行うのならば、自衛隊法第八十二条の規定に基づいてではなく、あくまで海賊対処法等の新法を作り、現場で任務に当たる質問主意書

提出者 鈴木 宗男

る自衛官の安全の十分な確保を図り、自衛官が現場で迷うことなく存分に任務を遂行できる環境を整備することが何よりも必要であると考えるが、今回政府がその様にせず、海上自衛隊の派遣に踏み切ったのはなぜか。

六 本年三月十四日付朝日新聞二面に、「首相法の不備あり危険」との見出し記事(以下、「朝日記事」という。)が載っている。「朝日記事」には「ソマリア沖の海賊対策のための海上警備行動に関連し、麻生首相は十三日の朝日新聞のインタビューで、『法律として、いろいろな不備があるため、派遣される自衛官とか海保の人たちが危険な目に遭う、迷惑をかけるのは、明らかに政府の怠慢だから、きちんととする。きちんと法整備を含めて、やりあげないといけない』と語った。」とあるが、麻生総理が「警備行動」に当たる自衛官に関して右の様に述べたといふのは事実か。確認を求める。

七 「朝日記事」の内容が事実ならば、自衛隊法第八十二条の規定に基づく今回の海上自衛隊のソマリア沖への派遣は、法的に不備があり、実際に「警備行動」に当たる自衛官に当つては危険極まりないものであるということを、自衛隊の最高指揮官である内閣総理大臣が自ら認めしたことにはならないと考えるが、なぜ麻生総理は本年三月十三日、浜田大臣に対して「命令」の承認を与えたのか説明されたい。

八 本年三月十三日、政府は国会に「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案」を提出したと承知するが、政府が右の日にちになつて同法案を国会に提出した理由を説明されたい。

右質問する。

内閣衆質一七一第二一五号

平成二十一年三月二十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議員鈴木宗男君提出ソマリア沖における海賊対策のための海上自衛隊による海上警備行動に係る法整備に対する麻生太郎内閣総理大臣の見解に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出ソマリア沖における海賊対策のための海上自衛隊による海上警備行動に係る法整備に対する麻生太郎内閣総理大臣の見解に関する質問に対する

答弁書

一、五及び七について

ソマリア沖・アデン湾は、年間約二千隻の我が国に關係する船舶が通航するなど、我が国にとって欧州や中東から東アジアを結ぶ極めて重要な海上交通路に当たる。世界全体では海賊事案発生数が減少傾向にある中、この海域においては、最近でも重火器で武装した海賊による事き事態である。

そのため、政府としては、海上における人命又は財産の保護のため特別の必要があると認められることから、海賊対処のための新たな法制が整備されるまでの応急措置として、自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第八十二条の規定による海上における警備行動(以下「海上警備行動」という。)により自衛隊の部隊を派遣し、ソマリア沖・アデン湾において、我が国に

関係する船舶を海賊行為から防護するために必要な行動をとることとしたものである。

質問主意書

十数年前、偽造バスポートで我が国に入国した

フィリピン人夫婦に対し、東京入国管理局は本

年二月二十七日、一家で帰国するか、長女だけが日本に残るのかを三月九日までに決めなければ、

三人を入管施設に収容して強制送還する旨伝え

た。それを受け、同フィリピン人一家は、同月

十三日、在留特別許可を受けられる長女は日本に

残し、両親はフィリピンに帰国する意思を同入国

管理局に伝えた。右を踏まえ、質問する。

一 在留特別許可につき説明されたい。

二 在留特別許可は、ある人物が自身の国籍がある国で生活することが極めて困難な場合など、

人道的觀点からの配慮がなされ、付与されるものであると承知するが、例えば当該人物の両親等、生活を共にする最も近い親族に対しても、

子息のみを日本に残して母国に帰国した場合、

親元を離れた子息が日本で生活することの苦労を鑑み、同様の配慮がなされ、在留特別許可が付与されたという事例はこれまであるか。

三 例えは今回在留特別許可を受けたカル・デロ

ン・のり子さんの両親は、母国フィリピンで生

活する上で言語上での困難はないと思われる

が、長女のり子さんはまだ中学一年生であり、

のり子さん一人だけが日本に残され、生活して

いくことは、今後大変な苦労を伴うと考える。

政府、特に法務省の見解如何。

四 のり子さんの両親が偽造バスポートで日本に

入国するという違法行為を行つたことは事実で

あり、その点は法律に照らして然るべき処罰が

なされるべきであると考える。しかし、政府と

して、せめてのり子さんが義務教育期間に該當

平成二十一年三月十六日提出

質問 第二一六号

両親が偽造パスポートで我が国に入国した質問主意書

提出者 鈴木 宗男

ている根本の原因は外務省にあると読み取れる記述がなされているが、右に対する外務省の見解如何。

六 千島列島が我が国の領土でないことは明々白々であるところ、外務省として、国税庁、道府に對して速やかにその旨を通告し、国税庁に對しては同庁HPにおける一の記述の削除を、道府に對しては十四支庁の再編とは別に、得撫郡、新知郡、占守郡の三郡を管轄区域から外すことを求めるべきであると考えるが、外務省として右の措置をとる考えはあるか。右質問する。

内閣衆賀一七一第二二七号
内閣總理大臣 麻生 太郎
衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員鈴木宗男君提出千島列島を現在も管轄区域としている官公庁があることに対する外務省の見解に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。
〔別紙〕
衆議院議員鈴木宗男君提出千島列島を現在も管轄区域としている官公庁があることに對する外務省の見解に関する質問に対する
答弁書
一及び二について
御指摘のホームページに御指摘の記述があることは、外務省において承知している。外務省としては、当該記述は、財務省組織規則(平成十三年財務省令第一号)に基づいたものであり、同規則については、財務省において北海道

三から六までについて
我が國は、日本国との平和条約(昭和二十七年条約第五号)に基づき、千島列島及び我が国が千九百五年九月五日のポーツマス条約の結果として主権を獲得した権太の一部等に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄しており、外務省としては、御指摘の条例から御指摘の地域名を削除することについては異存はないとの立場である。

御指摘の平成十年当時の北海道庁からの照会については、外務省としてこの立場を伝えつゝ、当時の状況にかんがみ、御指摘の条例の改正を一定期間見合わせるよう要請したものである。また、平成十九年の北海道庁から同様の照会がなされた際に、外務省としてこの立場に基づき、平成二十年に、御指摘の条例から御指摘の地域名を削除することについて異存はない旨回答したところである。

右は、両院協議会の成案を得なかつた。よつて報告する。

平成二十一年三月二十七日

平成二十一年度政府関係機関予算
予算外二件両院協議会

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院協議委員議長 衛藤征士郎

第二条 第二条第一項及び第三項、第二条の二、第二条の三第一項並びに第三条ただし書中「平成十七年四月一日」を「平成二十一年四月一日」に改める。第五条第一項中「四十万円」を「二十四万円」に、「十年」を「六年」に改める。

平成二十一年三月二十七日

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

平成二十一年度政府関係機関予算
予算外二件両院協議会

右は、両院協議会の成案を得なかつた。よつて報告する。

平成二十一年三月二十七日

平成二十一年度一般会計
予算外二件両院協議会

衆議院協議委員議長 衛藤征士郎
衆議院議長 河野 洋平殿

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案

右は、両院協議会の成案を得なかつた。

国会に提出する。

平成二十一年二月三日

内閣總理大臣 麻生 太郎

理 由

2 一の死亡した者について旧法による特別弔慰金を受ける権利を取得した者がいたときは、この法律による改正後の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(以下「旧法」という。)による特別弔慰金で平成二十一年四月一日においてまだ支給していないものについては、なお従前の例による。

3 新法による特別弔慰金を受けることができる者に交付する新法第五条第二項に規定する国債の発行の日は、平成二十一年十月一日とする。

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律
平成二十一年三月二十七日
平成二十一年度一般会計
予算外二件両院協議会
衆議院協議委員議長 衛藤征士郎

平成十七年四月一日以後において、公務扶助料、遺族年金等の支給を受けている者がいなくなつた戦没者等の遺族に特別弔慰金を支給する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

官報(号外)

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法
の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、終戦六十周年という機会をとらえ支給した特別弔慰金の基準日(平成十七年四月一日)には要件に該当しなかつた戦没者等の遺族で、その後平成二十一年三月三十一日までの間に、同一の戦没者等に関し公務扶助料、遺族年金等の受給権者がいなくなつたものに対し、弔慰の意を表すため、特別弔慰金として額面二十四万円、六年償還の国債を支給しようとするものである。

なお、この法律は、平成二十一年四月一日から施行することとしている。

二 議案の可決理由

戦没者等の遺族であつて、平成十七年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に、同一の戦没者等に関し公務扶助料、遺族年金等の受給権者がいなくなつたものに対し、特別弔慰金として額面二十四万円、六年償還の国債を支給することは、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

三 本案施行に要する経費

特別弔慰金の支給事務に必要な経費として、平成二十一年度一般会計予算(厚生労働省所管)において約六千四百万円が計上されている。また、特別弔慰金に係る国債償還に必要な経費として、平成二十一年度における国債整理基金特別会計(財務省所管)の中で、総額約百二十億円が計上される見込みである。右報告する。

平成二十一年三月二十五日

厚生労働委員長 田村 憲久

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、国際通貨基金への加盟国の出資総額が増額されることとなつたことに伴い、政府は、同基金に対し、百五十六億二千八百五十万特別引出権に相当する金額(現行は百三十三億千二百八十万特別引出権に相当する金額)の範囲内において出資することができるとしている。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしている。

二 議案の可決理由

第一條に「百三十三億千二百八十万特別引出権」を「百五十六億二千八百五十万特別引出権」に改める。十一号の一部を次のように改正する。

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律(昭和二十七年法律第百九十一号)の一部を次のように改正する。

二 附 則

第一項の法律は、公布の日から施行する。

第二項の法律は、改正後の第一項の規定により国際通貨基金に対する出資額を増額するための措置を講じようとするもので、時宜に適するものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二十一年三月二十五日

財務金融委員長 田中 和徳

（別紙）
国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加

盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 金融・世界経済危機の深刻化に伴い、危機に直面する国に対する国際通貨基金による資金支援の役割が飛躍的に高まっていることから、そ

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、国際通貨基金への加盟国の出資総額が増額されることとなつたことに伴い、政府は、同基金に対し、百五十六億二千八百五十万特別引出権に相当する金額(現行は百三十三億千二百八十万特別引出権に相当する金額)の範囲内において出資することができるとしている。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしている。

二 議案の可決理由

第一項の法律は、公布の日から施行する。

第二項の法律は、改正後の第一項の規定により国際通貨基金に対する出資額を増額するための措置を講じようとするもので、時宜に適するものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

国際通貨基金の安定化に向けてこれまで以上に国際通貨基金の役割が期待されるなか、今後も国際通貨基金の改革が継続され着実に実行されるよう我が国としても国際通貨基金と連携しながら、主要出資国にふさわしい指導力を發揮するとともに、人材面等での協力を進め、出資第二位に見合う枢要なポストを確保し積極的な役割を果たすこと。

また、円の国際通貨としての利用の拡大による国際通貨体制のより一層の安定、国際貿易・投資の促進等、円の国際化を進めるような運用となるよう配意すること。

さらに、国際金融システムの安定化に向けてこれまで以上に国際通貨基金の役割が期待されるなか、今後も国際通貨基金の改革が継続され着実に実行されるよう我が国としても国際通貨基金と連携しながら、主要出資国にふさわしい指導力を發揮するとともに、人材面等での協力を進め、出資第二位に見合う枢要なポストを確保し積極的な役割を果たすこと。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

国会に提出する。

平成二十一年二月六日

内閣総理大臣 麻生 太郎

の資金基盤の充実強化が喫緊の課題となつている。このような状況にかんがみ、今後の増資交渉に当たつては、増資規模等について十分検討するとともに、加盟国の世界経済における相対的地位が、より反映されたものとなるよう努めること。

また、この法律は、増資規模等について十分検討するとともに、加盟国の世界経済における相対的地位が、より反映されたものとなるよう努めること。

一方、我が国が行う国際通貨基金への出資及び融資について、厳しい財政状況の下、国民の税金が使用されることにかんがみ、将来の基金の在り方も展望しながら国益に資するか否か等について不断に検証・評価を行い、国際通貨基金が加盟国に対して行う融資等が適切なものとなるよう、適宜、意見を述べ、我が国の意見が十分反映されるよう努めること。

また、円の国際通貨としての利用の拡大による国際通貨体制のより一層の安定、国際貿易・投資の促進等、円の国際化を進めるような運用となるよう配意すること。

さらに、国際金融システムの安定化に向けてこれまで以上に国際通貨基金の役割が期待されるなか、今後も国際通貨基金の改革が継続され着実に実行されるよう我が国としても国際通貨基金と連携しながら、主要出資国にふさわしい指導力を發揮するとともに、人材面等での協力を進め、出資第二位に見合う枢要なポストを確保し積極的な役割を果たすこと。

放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求める件
放送法第37条第2項の規定に基づき、別冊日本放送協会平成21年度収支予算、事業計画及び資金計
画について、国会の承認を求める。

〔別冊〕

日本放送協会平成21年度収支予算、事業計画及び資金計画

平成21年度収支予算

予算総則

第1条 日本放送協会(以下、「協会」という。)の平成21年度収支予算の収入及び支出を別表第1収支
予算書のとおり定める。

第2条 放送の受信についての契約を締結した者から徴収する受信料の額は、別表第2に掲げる契約
種別に応じ、別表第3に掲げるとおりとする。ただし、沖縄県の区域において徴収する受信料の額
は、特別契約を除き、特例措置として、別表第4に掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、別表第5に定める契約を合わせて10件以上締結した者が、別表第6に
掲げる支払方法のうち、口座振替又は継続振込により一括して支払う場合は、前項に定める受信料
の額から別表第5に掲げる額を減ずることとする。ただし、第3項、第4項又は第5項の規定によ
る場合を除く。

3 第1項の規定にかかわらず、協会が定める要件を備えた団体の構成員で別表第7に定める契約を
締結した者が15名以上まとまり、団体としてその代表者を通じ、別表第6に掲げる支払方法のう
ち、口座振替又は継続振込により一括して支払う場合は、第1項に定める受信料の額から別表第7
に掲げる額を減することとする。ただし、第5項の規定による場合を除く。また、次項の規定を重
ねて適用し、対象となる契約を締結した者が代表者を通じて支払う場合は、第1項に定める受信料
の額から次項に定める額を減じ、さらに別表第7に掲げる額を減することとする。

4 第1項の規定にかかわらず、住居での放送の受信についての契約を締結し、別表第6に掲げる支
払方法に応じて支払う者(以下、この項において「対象契約者」という。)が、対象契約者又はその生
計をともにする者が別の住居での放送の受信についての契約を締結し、別表第6に掲げる支払方法
により支払う場合は、当該契約について、第1項に定める受信料の額からその半額を減ずることと
する。

5 第1項の規定にかかわらず、事業所等での放送の受信について、同一敷地内に必要なすべてかつ
2件以上の契約を締結し、一括して支払う場合は、契約のうち1件を除外した残りのそれれにつ
いて、第1項に定める受信料の額からその半額を減することとする。

第3条 本予算は、この予算の各項に定めた目的以外にこれを使用することができない。

第4条 本予算の各項に定めた経費の金額は、予算の執行上やむを得ない場合に限り、経営委員会の
議決を経て、各項間において、相互に流用することができる。ただし、給与については、退職手
当・厚生費と相互に流用する場合を除いては、他の項と相互に流用することができない。

(二) 収支

2 前項ただし書の規定にかかわらず、経済情勢の予見できない変動に伴い、本予算における給与の
額が民間賃金及び国等の給与の額に比して、著しく均衡を欠くこととなった場合に限り、事業計画
の実施を妨げない範囲において給与の改定を行うときは、経営委員会の議決を経て、他の項と相互
に流用することができる。

第5条 本予算中、資本支出において年度内に支出を終わらないときは、同一計画事項に限り使用することができる。
2 前年度予算総則第5条による繰越額は、本年度において、同一計画事項に限り使用することができる。
第6条 予備費は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使用することができない。
2 予備費を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならない。

第7条 事業量の増加等により、収入が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の
議決を経て、その一部又は全部を事業のため直接必要とする経費の支出若しくは特別支出、又は長
期借入金の返還若しくは設備の新設、改善に充てることができる。

第8条 事業支出における減価償却費が予算額に比し減少する場合において、事業収入が事業支出を
上回るときは、経営委員会の議決を経て、減価償却費の予算額に対する減少額の範囲内で、事業收
支差金の一部又は全部を本予算において予定する設備の新設、改善に充てることができる。
第9条 事業収入が予算額に比し減少することにより、事業収支差金が予算額に比し減少するとき
は、経営委員会の議決を経て、前期繰越金を事業収支差金の不足の補てんに充てることができる。
第10条 前年度の決算において、後期繰越金が前年度予算で予定した額に比し増加したときは、その
増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を長期借入金の返還又は設備の新設、改善
に充てることができる。

第11条 國際放送及び選挙放送の実施に対する交付金が予算額に比し増加するときは、その増加額
は、それぞれ國際放送及び選挙放送に關係ある経費の支出に充てることができる。
第12条 業務に關係ある調査研究等に対し、交付金、補助金等の収入があるときは、その金額は、調
査研究等に關係ある経費の支出に充てができる。

別表第1

平成21年度収支予算書

(一般勘定)
(事業収支)

(単位 千円)

款	項	金額
事業収入		669,959,021

官 報 (号 外)

(資本取支)

(単位 千円)

款	項	金額
資本収入		40,039
	減価償却資金受入れ	40,039
資本支出		40,039
資本収支差金	建設費	40,039 —

事業収支差金△16億7,953万1千円については、一般勘定からの短期借入金をもって補てんする。

(受託業務等勘定)

(事業取支)

(単位 千円)

款	項	金額
事業収入		1,564,000
	受託業務等収入	1,564,000
事業支出		1,317,000
事業収支差金	受託業務等費用	1,260,000 57,000 247,000

事業収支差金2億4,700万円については、一般勘定の副次収入に繰り入れる。

別表第2 契約種別

地上契約	地上系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約
衛星契約	衛星系及び地上系によるテレビジョン放送の受信についての放送受信契約

特別契約	地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による難視聴地域又は列車、電車その他営業用の移動体において、衛星系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約
------	----------------------------------------------------------------------------------

なお、普通契約又は衛星普通契約を締結していた者で、協会所定の申請を行い、平成19年10月1日にお白黒テレビジョン受信機のみを設置していった場合、放送受信契約の種別を変更しない限り、当分の間、平成19年9月30日までの契約種別を適用する。

別表第3 受信料額

契約種別	月額	6か月前払額	12か月前払額
地上契約	1,345円	7,650円	14,910円
衛星契約	2,290円	13,090円	25,520円
特別契約	1,005円	5,730円	11,180円

別表第4 受信料額(沖縄県)

契約種別	月額	6か月前払額	12か月前払額
地上契約	1,190円	6,810円	13,280円
衛星契約	2,135円	12,250円	23,890円

別表第5 多数契約一括支払における割引額

契約種別ごとの契約件数	契約種別ごとの全契約を対象に1件あたり減ずる月額		
	衛星契約	特別契約	契約種別
50件未満		200円	
50件以上100件未満		230円	
100件以上		300円	90円

ただし、衛星契約の契約件数が97件、98件又は99件である場合は、100件として受信料の額を算定する。

別表第6 支払方法

口座振替	協会の指定する金融機関に設定する預金口座等から、協会の指定日に自動振替によって行う支払
継続振込	協会の指定する金融機関、郵便局又はコンビニエンスストア等において、協会の指定する支払期日までに継続して払込することによって行う支払
クレジットカード払 継続	協会の指定するクレジットカード会社との契約に基づき、クレジットカード会社に継続して立て替えさせることによって行う支払

別表第7 団体一括支払における割引額

契約種別	割引額
衛星契約	すべての契約件数を対象に、 契約件数1件あたり
特別契約	ただし、12か月前払による場合、 年額 2,420円

(文) 収録(印)

1 計画概説

平成21年度は、3か年経営計画の初年度として、放送をめぐる環境が激変する本格的なデジタル

時代に向け、諸計画を達成するための取組を確実に進める重要な年度である。

放送サービスにおいては、受信料で成り立つ公共放送として放送の自主自律を堅持し、信頼できる情報や多様で質の高いコンテンツを積極的に提供していく。また、日本や地域規模の課題に取り組む番組や地域放送の充実等に力を注ぐとともに、国際放送による海外への情報発信の強化に努める。

あわせて、組織の改革に全力を傾注し、視聴者からの信頼を高めるとともに、構造改革を推し進め、取材・制作の体制を強化し、効果的かつ効率的な業務運営を行う。

協会の主たる財源である受信料については、公平負担に向けた取組を強化し、公共放送を支える受信料制度への理解を促進するとともに、一層効率的な契約取納活動を推進する。

円滑な完全デジタル化に向けて、デジタルテレビジョン放送の普及に努めるとともに、本格的な

デジタル時代の新たなサービスの開発・充実を図る。

(1) 地上デジタルテレビジョン放送の視聴可能な地域の拡大やサービスの充実のための設備を整備し、平成23年度の地上デジタルテレビジョン放送への完全移行に向けて、放送設備の整備を計画的に実行する。

また、非常災害時における報道のための設備やテレビジョン国際放送のための設備の整備を行うとともに、老朽の著しい放送設備の更新等を行う。

(2) 視聴者からの信頼を高め、ジャーナリズムとしての役割を全うし、公共放送の使命を果たすために、経営の改革と公共放送の扱い手の育成を柱として、組織風土の改革に取り組む。

(3) 放送番組については、報道の強化を図り、正確な情報を迅速かつ的確に伝える。また、幅広い視聴者層に向けたニュース・番組作りを進めることもに高品質で多彩な放送番組を提供する等、豊かで、かつ、良い放送番組により社会や文化の発展に尽くし、視聴者の期待にこたえるよう努める。

また、地上デジタルテレビジョン放送については、ハイビジョン放送を積極的に行うことを中心、デジタル放送の特性を生かした多様なサービスを実施し、その普及促進を図る。さらに、教育放送及び障害者や高齢者に向けた放送サービスの充実を図るほか、地域を見つめ、地域とともに考える報道を強化する等、地域放送の充実に努める。

このほか、第21回冬季オリンピック・パンクーバー大会の放送番組を特別編成する。

(4) 國際放送は、自主自律の編集権を堅持し、邦人向け放送と外国人向け放送として、テレビジョン国際放送の充実・強化とラジオ国際放送の再編を進め、効果的な情報の発信に努める。

(5) 受信料の公平負担の徹底に向けて、契約取納活動を強化するとともに、受信料制度に対する理解促進を図り、受信料収入の確保に努める。

(6) 調査研究については、デジタル放送技術の高度化など新しい放送技術の研究開発を行うとともに、放送番組の向上に寄与する調査研究の積極的推進により、その成果を放送に生かし、また、広く一般に公開して、放送文化の発展に資する。

(7) 地上デジタルテレビジョン放送に必要な施設を管理運営する会社に対し、出資を行う。

(8) 放送と通信が連携するサービスとして、アーカイブ番組等を電気通信回線により、有料一般の利用に直接供するサービスを充実する。

(9) 会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等については、協会業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において実施する。

(10) 協会の主たる財源が受信料であることを深く認識し、経営全般にわたる構造改革の徹底による

効率的な業務体制の構築を図り、放送番組の充実やコンプライアンス体制の強化等への経営資源の配分を推進する。また、放送会館の省エネ化を推進する等、環境経営に着実に取り組む。

2 建設計画

建設計画について、衛星放送施設の整備に3億9,000万円、テレ비ジョン放送網及びラジオ放送網の整備に395億2,000万円、放送会館の整備に21億円、放送番組設備の整備に289億7,000万円、研究施設の整備等に92億2,000万円、総額802億円をもって実行する。

(ア) 建設計画

(1) 衛星放送施設整備計画
衛星放送の送信設備など衛星放送設備の整備を行う。
これらに要する経費は、3億9,000万円である。

(2) テレビジョン放送網整備計画
地上デジタルテレビジョン放送の視聴可能地域の拡大に向けた送信設備の整備を行う。
また、テレビジョン放送の受信状況の改善のための設備の整備を行う。さらに、老朽の著しいテレビジョン放送網整備計画

これらに要する経費は、361億6,000万円である。
(3) ラジオ放送網整備計画
外国電波による混信等の受信状況を改善するため、中波放送局及びFM放送局の建設調査を行う。また、老朽の著しいラジオ放送設備の更新等を行う。
これらに要する経費は、33億6,000万円である。

(4) 放送会館整備計画
放送会館については、横浜、千葉及び甲府の放送会館の整備等を行う。
これらに要する経費は、21億円である。

(5) 放送番組設備整備計画
非常災害時における報道のための設備の整備を行うとともに、ハイビジョン放送のための設備の整備等を行う。また、老朽の著しい放送番組設備の更新等を行う。
これらに要する経費は、289億7,000万円である。

(6) 研究施設、一般施設整備計画
新しい放送技術の開発のための研究設備を整備するほか、放送会館の太陽光発電設備など環境経営推進のための設備の整備等を行う。
これらに要する経費は、57億1,000万円である。

(7) 建設管理
建設計画の施行に共通して要する経費は、35億1,000万円である。

3 事業運営計画

(1) 国内放送

(ア) 地上テレビジョン放送
総合テレビジョンは、1日24時間を基本とした放送時間とし、基幹的な総合波として国民生活に不可欠なニュース・情報番組や創造的な文化・教養番組及び娛樂番組等の調和ある編成を行う。日本や地球規模の課題に真正面から向き合う番組や、高品質で、インパクト・競争力のある大型番組等を放送するほか、各世代に共感される多彩な番組や、世代を超えて楽しみ、考える番組等の一層の充実を図る。また、生命・財産にかかる非常災害時及び事件・事故の緊急時には、柔軟で機動的な編成により、迅速かつ的確な情報の提供を行う。

デジタル総合テレビジョンは、アナログ総合テレビジョンと同じ内容の番組をハイビジョンで同時に放送することを基本とする。
教育テレビジョンは、1日21時間を基本とした放送時間とし、子供をはじめ幅広い世代に向けた番組、福祉番組、文化・教養番組等の充実を図る。また、様々なメディアとの連動により効果的な学習を可能とする講座番組を充実する。
デジタル教育テレビジョンは、アナログ教育テレビジョンと同じ内容の番組を同時に放送することを基本とし、定時のマルチ編成を行う。

(イ) 衛星テレビジョン放送
衛星ハイビジョンは、1日21時間を基本とした放送時間とし、次の世代に残すべき一級の文化・芸術を積極的に紹介するとともに、流行、自然等の分野ごとの大型番組等を編成する。また、新たな映像技術や演出方法、ダイナミックな編成に挑戦し、新しいテレビ文化創造の先導的な役割を果たす。

デジタル衛星第1テレビジョンは、1日24時間を基本とした放送時間とし、ニュース・情報番組、ドキュメンタリー番組を一層充実するほか、第21回冬季オリンピック・パンクーパー大会など視聴者の関心の高いスポーツ番組を編成する。アナログ衛星第1テレビジョンでも同じ内容の番組を同時に放送する。
デジタル衛星第2テレビジョンは、1日24時間を基本とした放送時間とし、難視聴解消を目的とする放送を行うとともに、幅広い視聴者層に親しまれる番組編成を進め、豊かで良質

な娛樂番組、アーカイブスを活用した番組、国内外の名作映画、若い世代向け番組等の放送を行う。アナログ衛星第2テレビジョンでも同じ内容の番組を同時に放送する。

(ウ) ラジオ放送

ラジオ第1放送は、1日24時間を基本とした放送時間とし、緊急時の迅速かつ的確な報道に努め、聴取者の信頼にこだえる柔軟な編成を行うとともに、ニュース・生活情報を中心に聴取者との双向化を進め、多様な情報をきめ細かく提供する。

ラジオ第2放送は、1日19時間を基本とした放送時間とし、語学講座番組の充実を図って聴取者の學習意欲にこだえるとともに、様々なメディアを駆使した魅力的な學習サービスを行う。また、外国语によるニュース等、在日外国人向けの番組を編成する。

F M放送は、1日24時間を基本とした放送時間とし、高音質の特性を生かした多彩な音樂番組を中心に編成する。また、災害など緊急時には、ラジオ第1放送と連携して機動的な編成を行う等、地域向けのメディアとしてきめ細かな情報を提供する。

(エ) 地域放送

地域放送は、平日夕方のニュース・情報番組を充実する等地域を見つめ、地域とともに見える報道を強化するとともに、夜間の視聴好適時間帯の番組を充実する等各地域の特性や要望に応じて多様な放送サービスを推進するなど、地域の課題と向き合い地域を支援する番組を放送する。また、優れた地域放送番組の積極的な全国発信に努める。放送時間は、総合テレビジョンで1日3時間、ラジオ第1放送で1日2時間30分、F M放送で1日1時間50分を基本とする。

(オ) 据完放送等

据完放送については、地上及び衛星のデジタルテレビジョン放送各波でデータ放送を実施する。実施にあたっては、全国向けのほか、地域向けの放送の充実を図る。聴覚障害者や高齢者向けの字幕放送については、テレビジョン放送の一部の番組で行い、放送時間の拡充を図る。また、視覚障害者向けの解説放送、ステレオ放送及び2か国語放送をテレビジョン放送の一部の番組で行う。このほか、テレビジョン文字放送において、ニュース等の各種情報を提供する。携帯端末向けサービス(ワンセグ)は、デジタル総合テレビジョン及びデジタル教育テレビジョンで実施し、同じ内容の番組を同時に放送することを基本としつつ、デジタル教育テレビジョンでは一部で独自番組の放送を実施し、携帯端末にふさわしい番組を放送する。携帯端末向けのデータ放送サービスでは地域ごとのニュース・気象情報や番組関連情報を提供する。

地上デジタル音声放送(デジタルラジオ)については、東京、大阪における実用化試験放送を行なう。デジタル放送の特性を生かした番組を提供する。

インターネットによるサービスについては、放送した番組等の提供を行うほか、放送番組の周知や災害関連情報等を提供する。

放送番組の提供については、国内外の放送事業者等への提供を通じて、協会が保有する映像資産等の多角的展開を行い、多様な媒体や伝送路を活用した社会還元や海外への情報提供を行う。

これら番組関係に要する経費は、番組制作に2,092億8,420万7千円、番組の編成企画等に187億8,274万5千円で、総額2,280億6,695万2千円である。

(イ) 技術関係

放送施設の運用維持については、良好な電波送信の安定確保に努めるとともに、地上デジタルテレビジョン放送の拡充等に伴う設備の増加に対処し、効率的な保守運用を図る。

これら技術関係に要する経費は、総額577億9,719万2千円である。

以上により、国内放送費総額は、2,888億6,414万4千円となり、前年度2,774億6,038万9千円に対して、84億375万5千円の増額となる。

(2) 国際放送

諸外国へ日本の実情を伝え、経済・文化交流と相互理解の一層の促進に貢献するとともに、海外の日本人が必要とするニュース・情報を迅速かつ的確に伝えるため、テレビジョン国際放送及びラジオ国際放送を実施する。テレビジョン国際放送については、外国人向け放送及び邦人向け放送を実施する。

外国人向けテレビジョン国際放送については、1日23時間程度を基本とした放送時間とし、日本、アジアをはじめとする世界の情報を伝えるニュースを24時間毎正時に放送するほか、幅広いジャンルから多彩なコンテンツを取り揃え、全世界に向けて発信を強化する。あわせて、外国人向けテレビジョン国際放送の充実のために放送法第9条の2に規定する子会社については株式会社日本国際放送とするとともに、同社と連携して、24時間英語放送を行う。また、海外における受信環境の整備を行い、簡易な設備で放送の受信が可能となる地域を拡大する。

邦人向けテレビジョン国際放送については、1日5時間程度、国内の主要なニュースや情報番組を中心 국내と同時放送を行い、一部娛樂番組も交えて、日本の最新情報を提供する。また、

大津波等の大災害が発生した場合は、迅速かつ的確な情報の提供に万全を期す。なお、北米及び欧洲向けの放送をそれぞれ1日5時間程度の放送時間で実施する。

ラジオ国際放送については、1日延べ55時間10分の放送時間とし、日本・世界の最新の動向及び海外での安全に役立つ情報を的確に伝えるニュース・情報番組の充実や国際理解を促進する番組の充実を図る。

これらに要する経費は、総額129億5,453万1千円となり、前年度111億2,215万3千円に対して、18億3,237万8千円の増額となる。

(3) 契約収納

受信料の公平負担の徹底を目指し、受信料未払者や未契約者への契約収納活動を強化するとともに、受信料制度に対する理解促進を図り、受信料収入の確保に努める。あわせて、効果的かつ効率的な業務を推し進め、契約収納関係経費の削減に取り組む。

これらに要する経費は、総額579億115万7千円となり、契約収納体制の見直し等により、前年度590億2,088万6千円に対して、11億1,972万9千円の減額となる。

(4) 受信対策

放送があまねく全国において受信できるよう、受信相談など視聴者への受信サービス活動を開催するとともに、デジタルテレビジョン放送の受信を促進するための積極的な普及活動を行う。

国や一般放送事業者と協力し、難視聴対策など受信環境の整備を進めるための経費を含め、これらに要する経費は、総額131億8,326万2千円となり、前年度16億5,740万7千円に対して、115億2,585万5千円の増額となる。

(5) 広報

公共放送の理解促進と視聴者層の拡大に向けて、多様で効果的な広報活動を展開する。また、

あらゆる機会を通じて交流・対話活動を強化する等視聴者との回路を充実して、意見や要望又は苦情を的確に把握し、適切かつ迅速な対応を行うことで、放送及び業務運営への反映に努める。

さらに、デジタルテレビジョン放送の普及促進に向けて、周知広報活動を実施するほか、情報公開に積極的に取り組む。

これらに要する経費は、総額38億3,807万1千円となり、前年度35億9,097万5千円に対して、2億4,709万6千円の増額となる。

(6) 調査研究

放送技術については、スーパーハイビジョン(走査線4,000本級超高精細映像システム)等未来の映像文化の発展のための研究開発や放送と通信の連携サービス等デジタルテレビジョン

放送の発展のための研究開発等を行う。

放送番組の研究については、若年層など視聴者層拡大のための多角的分析をはじめ、放送番組の向上に寄与する調査研究を行うとともに、番組視聴状況や接触者率、放送評価調査を実施する等、視聴者意向的確な把握を行う。

これらに要する経費は、総額96億3,863万2千円となり、前年度92億3,398万8千円に対して、4億464万4千円の増額となる。

(7) 給与

給与については、適正な水準の維持を図る。

これに要する経費は、総額1,279億9,979万6千円となり、前年度1,290億2,166万6千円に対して、10億2,187万円の減額となる。

(8) 退職手当及び福利厚生

退職手当及び福利厚生については、退職手当の増等により、総額54億4,902万1千円となり、前年度512億5,859万7千円に対して、41億9,042万4千円の増額となる。

(9) 共通管理

共通管理については、業務の見直し等により、総額126億7,884万7千円となり、前年度127億2,932万1千円に対して、5,047万4千円の減額となる。

(10) 番組アーカイブ業務

放送と通信が連携するサービスとして、アーカイブス番組等を電気通信回線により、有料で一般の利用に直接供するサービスを充実する。

これに係る収入は23億3,231万3千円、支出は40億1,189万4千円である。

(11) 受託業務等

受託業務等については、会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等を行つ。

これらに係る収入は15億6,400万円、支出は3億1,700万円である。

(12) 信頼される公共放送のための組織風土及び業務運営の改革

視聴者からの信頼を高め、ジャーナリズムとしての役割を全うし、公共放送の使命を果たすため、組織横断的な人事異動の拡大による高い専門性と広い視野を兼ね備えた公共放送の担い手の育成等、組織・人事制度の改革により、活力にあふれた組織を実現するとともに、職員の採用・研修の強化等により、コンプライアンスを徹底し、組織風土の改革に全力で取り組む。

内部統制の整備にあたっては、協会、子会社等の多様な業務を踏まえたりスクマネジメントを確立し、視聴者の負託にこたえることのできる事業運営を実施する。

また、協会の主たる財源が受信料であることを深く認識し、経営全般にわたる構造改革を徹底し、完全デジタル化に対応した質の高い放送番組の充実やコンプライアンス体制の強化等への経営資源の配分を推進する。
子会社等については、再編・統合を行い、効果的かつ効率的な業務運営を徹底するとともに、透明性の高い事業運営を推進する。

4 受信契約件数

(1) 地上契約

ア 有料契約見込件数

区 分	平成 21 年度	平成 20 年度	増 減
年 度 初 頭 契 約 件 数	22,808,000	23,068,000	△ 260,000
年 度 内 新 規 契 約 件 数	1,690,000	1,625,000	65,000
年 度 内 解 約 件 数	1,990,000	1,885,000	105,000
年 度 内 増 加 契 約 件 数	300,000	260,000	△ 40,000
年 度 未 契 約 件 数	22,508,000	22,808,000	△ 300,000

イ 受信料免除見込件数

区 分	平成 21 年度	平成 20 年度	増 減
年 度 初 頭 免 除 件 数	1,446,000	1,313,000	133,000
年 度 内 新 規 免 除 件 数	591,000	242,000	349,000
年 度 内 解 約 件 数	116,000	109,000	7,000
年 度 内 増 加 免 除 件 数	475,000	133,000	342,000
年 度 未 免 除 件 数	1,921,000	1,446,000	475,000

(2) 衛星契約

ア 有料契約見込件数

区 分	平成 21 年度	平成 20 年度	増 減
年 度 初 頭 契 約 件 数	13,778,000	13,328,000	450,000
年 度 内 新 規 契 約 件 数	1,040,000	855,000	185,000

年 度 内 解 約 件 数	440,000	405,000	35,000
年 度 内 新 規 免 除 件 数	600,000	450,000	150,000
年 度 未 契 約 件 数	14,378,000	13,778,000	600,000

年 度 初 頭 契 約 件 数	9,000	9,000	0
年 度 内 新 規 契 約 件 数	0	0	0
年 度 内 解 約 件 数	0	0	0
年 度 未 契 約 件 数	9,000	9,000	0

区 分	平成 21 年度	平成 20 年度	増 減
年 度 初 頭 契 約 件 数	22,808,000	13,778,000	9,000
年 度 内 增 加 契 約 件 数	△ 300,000	600,000	0
年 度 未 契 約 件 数	22,508,000	14,378,000	9,000

有料契約見込総数

区 分	地 上 契 約	衛 星 契 約	特 別 契 約	合 計
年 度 初 頭 契 約 件 数	22,808,000	13,778,000	9,000	36,595,000
年 度 内 增 加 契 約 件 数	△ 300,000	600,000	0	300,000
年 度 未 契 約 件 数	22,508,000	14,378,000	9,000	36,895,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区分	地上契約	衛星契約	合計
年度初頭契約件数	199,000	66,000	265,000
年度内増加契約件数	1,000	4,000	5,000
年度末契約件数	200,000	70,000	270,000

(参考2)

支払方法別受信契約件数

(1) 地上契約

区分	口座振替	継続振込	クレジットカード継続払	その他の合計
年度初頭契約件数	16,858,000	2,626,000	1,243,000	2,081,000
年度内増加契約件数	30,000	△ 520,000	400,000	△ 210,000
年度末契約件数	16,888,000	2,106,000	1,643,000	1,871,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

(参考3)

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区分	口座振替	継続振込	クレジットカード継続払	その他の合計	合計
年度初頭契約件数	45,000	9,000	2,000	10,000	66,000
年度内増加契約件数	2,000	2,000	1,000	△ 1,000	4,000
年度末契約件数	47,000	11,000	3,000	9,000	70,000

(3) 特別契約

区分	口座振替	継続振込	クレジットカード継続払	その他の合計	合計
年度内増加契約件数	4,000	0	5,000	0	9,000
年度末契約件数	4,000	0	5,000	0	9,000

5 要員計画

区分	事業運営関係	係員数
合計		10,437人

要員数については、業務の効率化を積極的に推進することとし、年度内30人の純減を見込んだものである。

平成21年度資金計画

1 資金計画の概要

平成21年度収支予算及び事業計画に基づく本年度の資金計画は、受信料等による入金総額7,016億4,825万5千円、事業経費、建設経費、放送債券の償還等による出金総額6,932億1,247万7千円をもって実行する。

2 入金の部

受信料については、受信料収入予算6,490億8,038万6千円から年度内に収納に至らないものを控除した受信料収納額6,450億8,038万6千円を予定する。
このほか、固定資産売却代金20億424万6千円、放送債券償還積立資産の戻入れ60億円、国際放

(2) 衛星契約

区分	口座振替	継続振込	クレジットカード継続払	その他の合計
年度初頭契約件数	9,989,000	2,777,000	593,000	419,000
年度内増加契約件数	220,000	220,000	200,000	△ 40,000
年度末契約件数	10,209,000	2,997,000	793,000	379,000

送関係など交付金収入37億750万5千円、有価証券の償還206億円、受取利息その他の入金242億5,611万8千円を見込む。

以上により入金額は、総額7,016億4,825万5千円である。

3 出金の部

事業経費5,639億1,910万5千円、建設経費802億円、放送債券の償還60億円、長期借入金の返還5億6,200万円、出資1億円、放送債券償還積立資産への繰入れ20億円、有価証券の購入200億円、支払利息その他の出金204億3,137万2千円を合わせ出金額は、総額6,932億1,247万7千円である。
(参考) 資金の需要及び調達の四半期別見込は、下表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合 計
1 前期未資金有高	119,237,650	165,321,101	128,872,843	161,635,071	—
2 入 受 信 料	221,116,731	128,697,451	212,991,882	138,842,191	701,648,255
固定資産売却代金	209,750,925	115,215,657	201,558,637	118,555,167	645,080,386
放送債券償還積立資産戻入れ	37,926	256,338	1,672,045	37,937	2,004,246
交付金収入	—	—	—	6,000,000	6,000,000
有価証券償還積立資金	268,548	449,508	269,854	2,719,595	3,707,505
受取利息その他の入金	5,400,000	8,500,000	4,000,000	2,700,000	20,600,000
3 出 事 業 経 費	5,659,332	4,275,948	5,491,346	8,829,492	24,256,118
建 設 経 費	175,033,280	165,145,709	180,229,654	172,803,834	693,212,477
放送債券償還積立資産戻入れ	149,459,600	133,217,926	148,806,254	132,435,325	563,919,105
長期借入金返還	17,753,705	20,660,693	20,008,284	21,777,318	80,200,000
出 放送債券償還積立資産戻入れ	562,000	—	—	6,000,000	6,000,000
有価証券購入	100,000	—	—	—	562,000
支払利息その他の出金	—	—	—	100,000	—
4 期 末 資 金 有 高	165,321,101	128,872,843	161,635,071	127,673,428	—

外 収(即) 債

日本放送協会平成21年度收支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見
放送法(昭和25年法律第32号)第27条第2項の規定に基づき、日本放送協会平成21年度收支予算、事業計画及び資金計画に付する意見は次のとおりである。

平成21年2月

総務大臣

日本放送協会平成21年度收支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣意見
方針に従い、視聴者の信頼を高めるため組織風土改革、信頼される多様で質の高い放送、受信料の公平負担に向けた取組の強化、円滑な完全デジタル化等の取組を確実に進めるとともに、経営資源を多様で質の高いコンテンツの提供、報道体制の強化、他メディアへの展開等に重点配分しつつ、経費を圧縮し効率化を進めることとしており、これを着実に遂行すべきものと認める。
しかしながら、協会として、組織を挙げてコンプライアンスの確立に取り組んできたにもかかわらず、職員による不祥事はなお後を絶たず、協会においては、国民・視聴者からの信頼回復に向けて一層改革を進めていくことが必要である。
また、依然として受信料を支払うべき者の約3割近くが不払いや未契約となっている現状を真しく受け止め、受信料の公平負担の徹底に向けて全力で取り組むことが必要である。
その上で、協会においては、我が国の放送の発展等に資するべく、平成23年7月のデジタル放送への完全移行に向けてあまねく全国においてデジタル放送を受信できるよう措置する等、放送において求められる公共放送としての使命を確実に遂行し、国民・視聴者の負託に応えることが求められる。
以上を踏まえ、協会は、収支予算等の実施に当たり、特に下記の点に配意すべきである。
記
1 経営改革の推進
　公共放送としての役割や社会的使命を改めて認識し、経営委員会と執行部が緊密に連携しつつ、それぞれの役割を全うすることにより、改革の果実が国民・視聴者に適切に還元されるよう、組織一体となって改革の実現に全力で取り組むこと。
　また、職員によるインサイダー取引に続き、職員による経費の不正支出が再び発覚したことは、

コンプライアンスの確立に向けた協会のこれまでの取組が十分でなかったことを改めて示すものであります、組織風土改革に徹底して取り組むとともに、公共放送に携わる者としての職員の高い倫理意識の確立に努めること。

2 受信料の公平負担の徹底

受信料制度について国民・視聴者の理解が深まるよう、その意義や仕組み、改革に向けた協会の具体的な取組について、保有するあらゆる媒体を通じた告知等を徹底すること。

あわせて、未収対策業務の強化や民事手続きによる支払督促、事業所割引や業界団体による取りまとめの活用等の各種施策を推進し、受信料の公平負担の徹底に向けて全力で取り組むこと。

さらに、視聴環境の変化や技術革新の動向等を踏まえ、国民・視聴者の視点に立った公平・公正かつ透明性のある受信料体系の確立に向けて、引き続き不断の見直しを行うこと。

なお、受信契約に係る契約収納業務の一層の効率化を進め、契約収納関係経費が11.5%と依然として高い水準にあることにかんがみ、契約収納業務の一層の効率化を進め、契約収納関係経費の削減に努めること。

3 業務の合理化

受信料を財源とする公共放送として、一層質の高い放送・サービスを、より効率的・効果的な体制で実施するため、業務全般について抜本的な見直しを行い、業務の合理化・効率化を徹底すること。

あわせて、協会が任意に保有する子会社等について、更なる整理・統合計画の検討を進めるとともに、競争契約を一層推進し、また、財務状況に応じた適切な配当の実施を求める等、子会社等の事業運営の透明性、健全性の向上に努めること。

また、受信料を主な財源とする公共放送として、国民・視聴者に対する説明責任を全うする観点から、協会や子会社の経営・業務等に関する情報公開を一層積極的に進めるこ

4 地上テレビ放送のデジタル化

平成23年7月のデジタル放送への完全移行に向けた対応に万全を期するため、中継局整備や協会が保有する共同受信施設のデジタル化を可能な限り前倒しをして取り組むとともに、デジタル化により電波が届かなくなる地域への対策等の受信環境の整備に関して公共放送としての役割を十二分に果たすこと。

また、放送番組やスポーツ等の手段により国民・視聴者に対してきめ細かな周知・広報や受信者からの相談等に積極的に取り組むだけでなく、デジタル放送の魅力を国民に十分に認識いただけるよう、データ放送の活用やマルチ編成等のデジタル放送の特長を活かした番組制作にこれまで以上に、また、他の放送事業者に率先して取り組むこと。

あわせて、地上・BSアナログ放送の終了について、視聴者の理解が深まるよう、情報の一元

的・効率的な提供に努めること。

5 放送番組の充実

放送番組の編集に当たっては、国民・視聴者の視点に立ち、その期待に応え、公共放送に対する多様な要望を満たすとともに、我が国の文化の向上に寄与するよう最大の努力を払うこと。

特に報道番組については、日本及び世界の情報を迅速かつ的確に伝える等、その充実を図り、放送法の趣旨を十分に踏まえ、正確かつ公平な報道に対する国民・視聴者の負託に的確に応えるとともに、災害その他の緊急事態における報道体制を充実・強化し、緊急地震速報をはじめ被災者等に役立つ正確かつよりきめ細かな情報の一層迅速な提供に努めること。

また、地域放送については、地域の抱える様々な課題に積極的に取り組むとともに、地域からの情報発信の強化の一層努めること。

さらに、放送された番組に寄せられた国民・視聴者からの意見や要望に真しに耳を傾け、それらの意向を適切に反映するよう努めるとともに、視聴障害者向け放送普及行政の指針にのっとり、字幕放送や解説放送の計画的な継続・拡充に努めること。

6 國際放送の充実

外国人向けテレビ国際放送の実施に当たっては、より多くの視聴者を確保するため、我が国の文化・産業等の発信を通じて我が国の対外イメージの向上等に資する番組の提供に努めること。また、国、地域の事情に応じた配信体制を整備するとともに、インターネットも活用すること。

さらに、協会の国際放送子会社の事業運営について、民間企業との十分な連携により、その活力やノウハウが導入され、多様な収入源が確保されるよう努めること。

ラジオ国際放送については、海外における聴取実態等を踏まえつつ、より一層効果的かつ効率的な実施に努めること。

7 番組アーカイブの活用

協会の保有する放送番組等については、受信料を負担する国民・視聴者にとっての貴重な資産であることにかんがみ、その積極的な利活用を図ること。その際、NHKオンデマンドサービスをはじめ、多様なメディアを通じた利用環境の一層の充実を図ることにより、国民・視聴者の利便性の向上に努めること。

理由

日本放送協会から総務大臣に提出のあった同協会平成21年度収支予算、事業計画及び資金計画については、放送法第37条第2項の規定により総務大臣の意見を付して国会に提出し、その承認を受ければならないことなっているからである。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求める件(内閣提出)に関する報告書

一 本件の目的

本件は、日本放送協会の平成二十一年度収支予算、事業計画及び資金計画について、放送法第三十七条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

なお、本件には総務大臣の意見が付されており、平成二十一年度収支予算等について、「これを着実に遂行すべきものと認める」一方、協会においては、「国民・視聴者からの信頼回復に向けて一層改革を進めていくこと」及び「受信料の公平負担の徹底に向けて全力で取り組むこと」が必要であるとした上で、「放送法において求められる公共放送としての使命を確実に遂行し、国民・視聴者の負託に応えることが求められる」とされている。

二 本件の要旨

1 収支予算

(一) 一般勘定の事業収支は、受信料等の事業収入が前年度に比べ百二十四億円増加の六千六百九十九億円、国内放送費等の事業支出が前年度に比べ二百五十六億円増加の六千七百二十八億円、事業収支における不足額二十九億円となっている。

なお、事業収支の不足額二十九億円のほか、債務償還に要する二十五億円及び建設費四十二億円の計九十七億円については、財政安定のための繰越金の一部をもつて補てんする。

(二) 受信料の額は、月額で、地上契約千三百

四五円、衛星契約二千二百九十九円等、前年度どおりである。

2 事業計画

(一) 地上デジタルテレビジョン放送の視聴可能な地域の拡大やサービスの充実に向けた設備の整備を行う。

(二) 視聴者からの信頼を高め、ジャーナリズムとしての役割を全うし、公共放送の使命を果たすために、経営の改革と公共放送の担い手の育成を柱として、組織風土の改革に取り組む。

(三) 放送番組については、報道の強化を図り、正確な情報を迅速かつ的確に伝える。また、幅広い視聴者層に向けたニュース・番組作りを進めるとともに高品質で多彩な放送番組を提供する等、豊かで、かつ、良い放送番組により社会や文化の発展に尽くし、視聴者の期待にこたえるよう努める。

(四) 国際放送は、邦人向け放送と外国人向け放送として、テレビジョン国際放送の充実・強化とラジオ国際放送の再編を進め、効果的な情報の発信に努める。

(五) 受信料の公平負担の徹底に向けて、契約取扱いを強化するとともに、受信料制度に対する理解促進を図り、受信料収入の確保に努める。

(六) 調査研究については、デジタル放送技術の高度化など新しい放送技術の研究開発を行いう。

(七) 地上デジタルテレビジョン放送に必要な施設を管理運営する会社に対し、出資を行いう。

(八) 放送と通信が連携するサービスとして、受信料の額は、月額で、地上契約千三百

アーカイブス番組等を電気通信回線により、有料で一般の利用に直接供するサービスを充実する。

(九) 会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等については、協会業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において実施する。

(十) 協会の主たる財源が受信料であることを深く認識し、経営全般にわたる構造改革の徹底による効率的な業務体制の構築を図り、放送番組の充実やコンプライアンス体制の強化等への経営資源の配分を推進する。また、環境経営に着実に取り組む。

(十一) 資金計画

平成二十一年度の資金計画は、受信料等による入金総額七千十六億円、事業経費、建設経費等による出金総額六千九百三十二億円をもって施行する。

三 本件の議決理由

日本放送協会の平成二十一年度収支予算、事業計画及び資金計画は、放送法の趣旨に照らし妥当なものと認め、本件は承認すべきものと議決した。

なお、本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二十一年三月二十六日

衆議院議長 河野 洋平殿 総務委員長 赤松 正雄

[別紙]

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求める件に対する附帯決議

一 協会においては、平成十六年以降に発覚した一連の不祥事及び昨年発覚した職員によるインサイダー取引を踏まえ、国民・視聴者の信頼を回復すべく各種施策に取り組んでいるが、なおも不祥事が発覚している。協会は、組織をあげて、コンプライアンス施策の徹底を図るとともに、職員の高い倫理意識の構築と士気の向上に取り組むこと。

二 協会は、放送が社会に及ぼす影響の重大性を深く認識し、放送の不偏不党と表現の自由を確保して、公平、公正な放送の徹底に努めるところ。

三 協会においては、平成二十一年度予算を收支赤字予算とし、二十二年度予算についても收支赤字となることを見込んでいるが、これは地上デジタル放送への完全移行に向けた追加経費を要することによる臨時異例の対応であることを銘記し、最近の経済情勢の悪化や多媒体化による放送分野の経営環境の構造的変化を十分踏まえ、健全経営の維持に向け万全の対応を図ること。

四 受信料の支払い拒否・保留件数は減少傾向にあるが、なお高い水準にあり、未契約件数も多数に上ることから、協会においては、引き続きあらゆる策を講じて国民・視聴者の理解を得て、未払い・未契約等の減少に努め、受信料の公平負担を図るとともに、受信料収入の国民・視聴者への還元の方策について真摯に検討すること。

五 協会においては、訪問集金の廃止等受信契約・受信料収納に係る経費の削減に努めているところであるが、受信料収入に対する契約収納

関係経費の比率がなお高い水準にあることから、受信料制度への視聽者理解に不可欠な地域スタッフの業務に配慮しつつも、契約収納業務の効率化をさらに進め、経費削減に努めるこ^{と。}

六 協会は、公共放送の質の向上に資するよう、業務全般について徹底的な見直しを行うとともに、子会社等の統廃合を含めた一層の合理化を進めることにより、グループ全体の業務の効率化・スリム化を図ること。また、協会と子会社等との取引は、依然として随意契約比率が高いことから、競争契約比率を高めるなど取引の透明化・明確化を図るとともに、積極的な情報の開示に努めること。

協会が行う外国人向け映像国際放送に対しても、多額の受信料が投じられていることにかんがみ、その費用対効果を評価・検証するとともに、より効率的・効果的な放送が実施されるよう、業務体制及び放送内容の不断的見直しを行

八 協会は、地上放送の完全デジタル化が円滑に移行できるよう先導的な役割を果たすことともに、政府は、放送が災害時等における貴重な情報源であることを踏まえ、経済的弱者等の世帯における受信設備のデジタル化支援に銳意取り組むこと。

九 協会は、番組アーカイブについて、利用者のニーズを踏まえてサービスの見直しを適宜行うとともに、早期に収支の改善が図られるよう努めること。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可